

朝霞市防犯推進計画会議次第

令和 6 年 6 月 4 日（火）

午後 2 時～

ゆめぱれす 301 会議室

1 開 式

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 題

(1) 近年の犯罪発生状況（報告事項）

(2) 第 4 次朝霞市防犯推進計画について

（令和 5 年度の実績と令和 6 年度の目標の確認）

5 閉 式

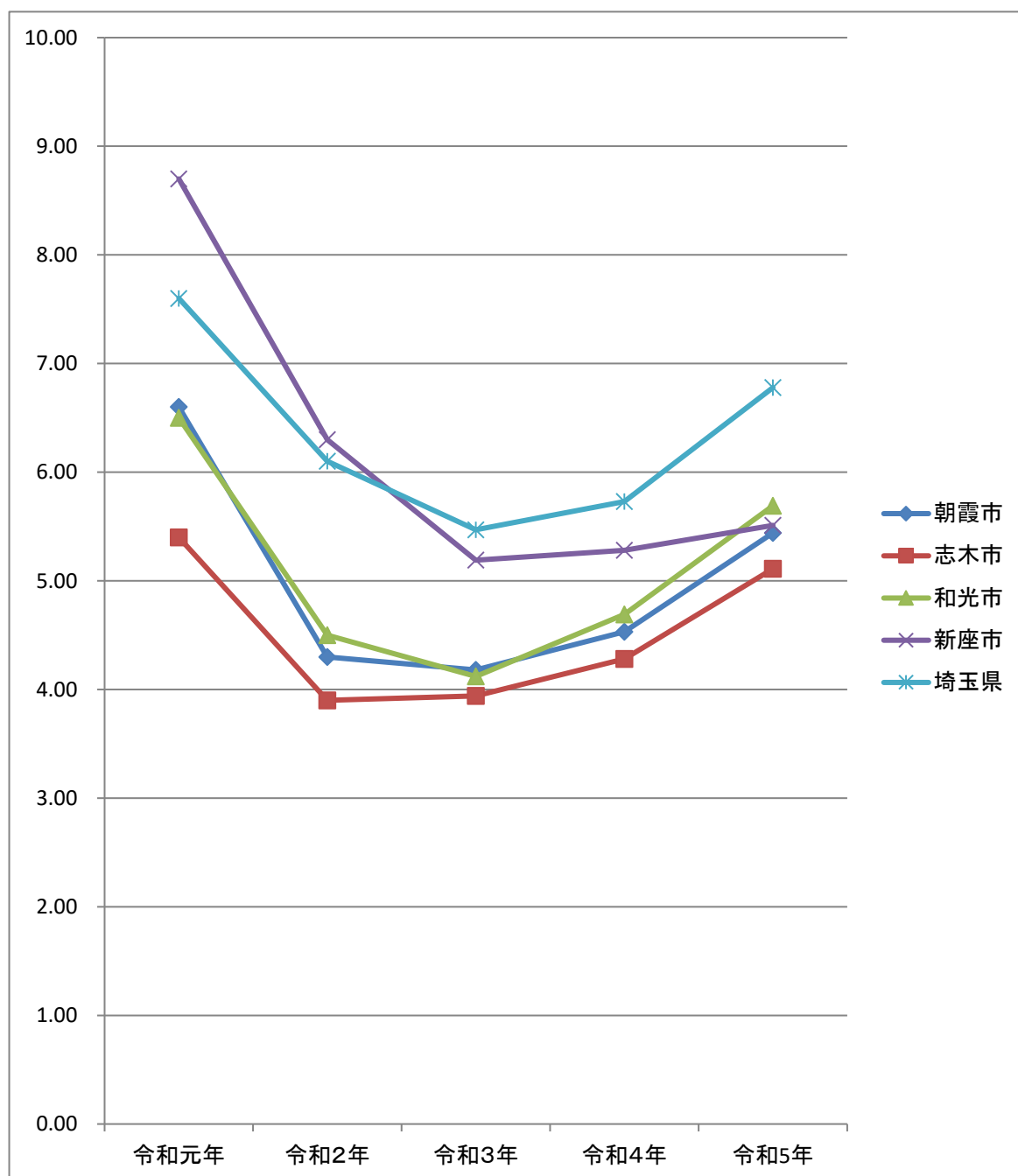
近年の犯罪発生状況

【表 1】人口1,000人当たりの刑法犯認知件数

刑法犯認知件数	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
朝霞市	6.60	4.30	4.18	4.53	5.44
志木市	5.40	3.90	3.94	4.28	5.11
和光市	6.50	4.50	4.12	4.69	5.69
新座市	8.70	6.30	5.19	5.28	5.51
埼玉県	7.60	6.10	5.47	5.73	6.78

※ 各年とも4月1日現在の推計人口で算出

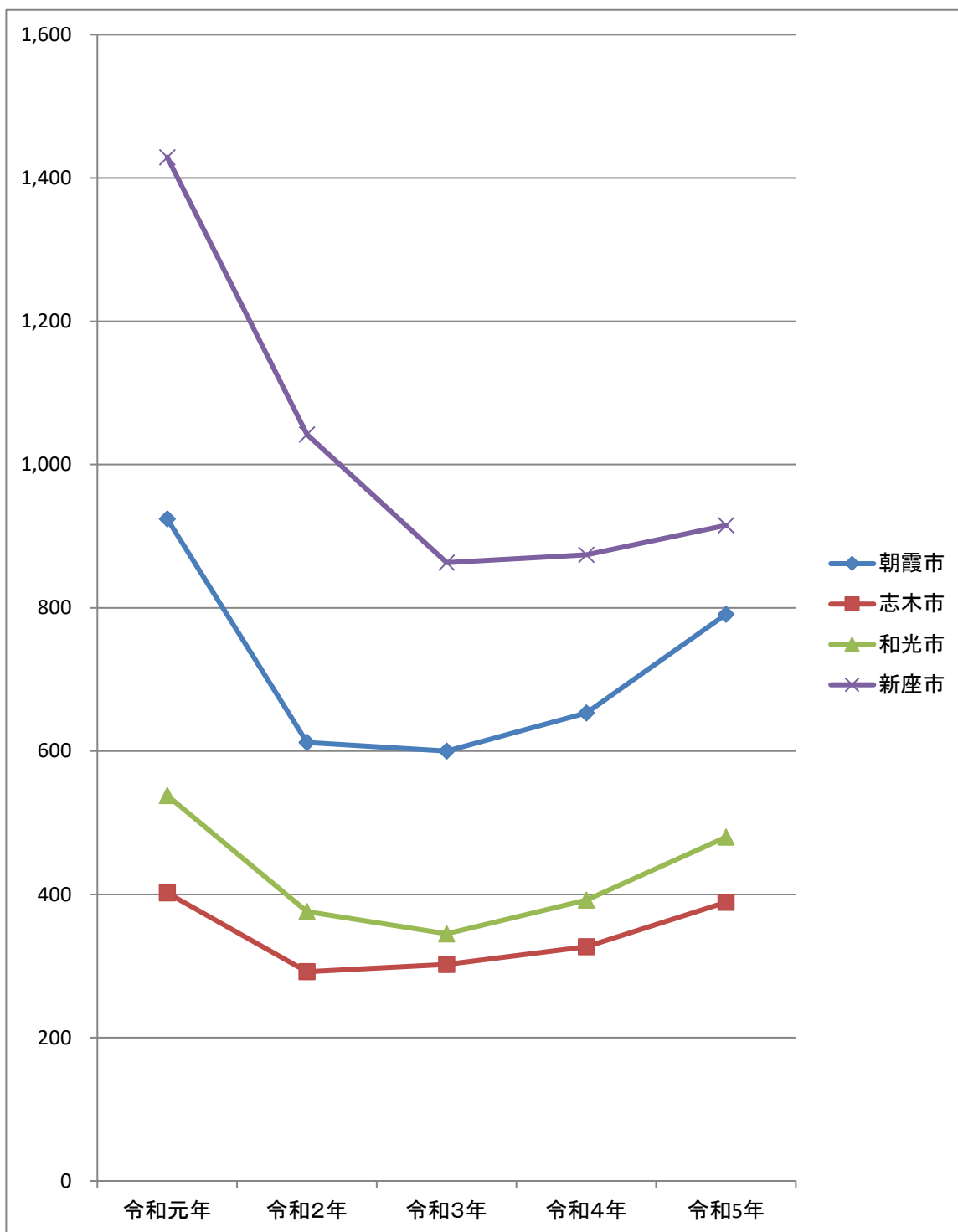
【グラフ】人口1,000人当たりの刑法犯認知件数



【表 2】 犯罪発生件数(刑法犯認知件数)

刑法犯認知件数	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
朝霞市	924	612	600	653	791
志木市	402	292	302	327	389
和光市	538	376	345	392	480
新座市	1,429	1,042	863	874	915
埼玉県	55,497	44,485	40,166	41,983	49,653

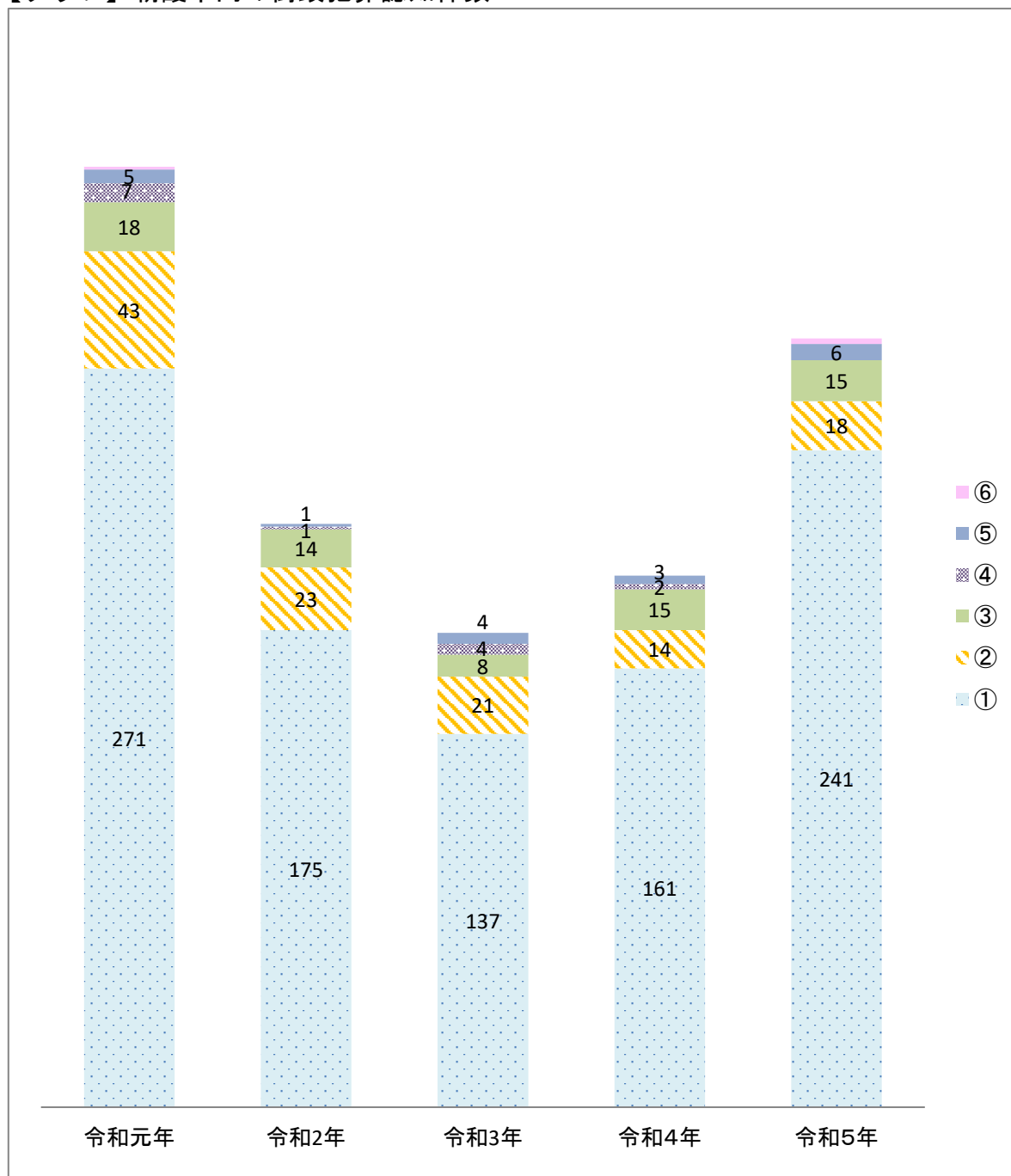
【グラフ】 犯罪発生件数(刑法犯認知件数)



【表 3】朝霞市内の街頭犯罪認知件数

表 3	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
①	271	175	137	161	241	①自転車盗
②	43	23	21	14	18	②車上ねらい
③	18	14	8	15	15	③オートバイ盗
④	7	1	4	2	0	④ひったくり
⑤	5	1	4	3	6	⑤自動車盗
⑥	1	0	0	0	2	⑥路上強盗
合計	345	214	174	195	282	

【グラフ】朝霞市内の街頭犯罪認知件数

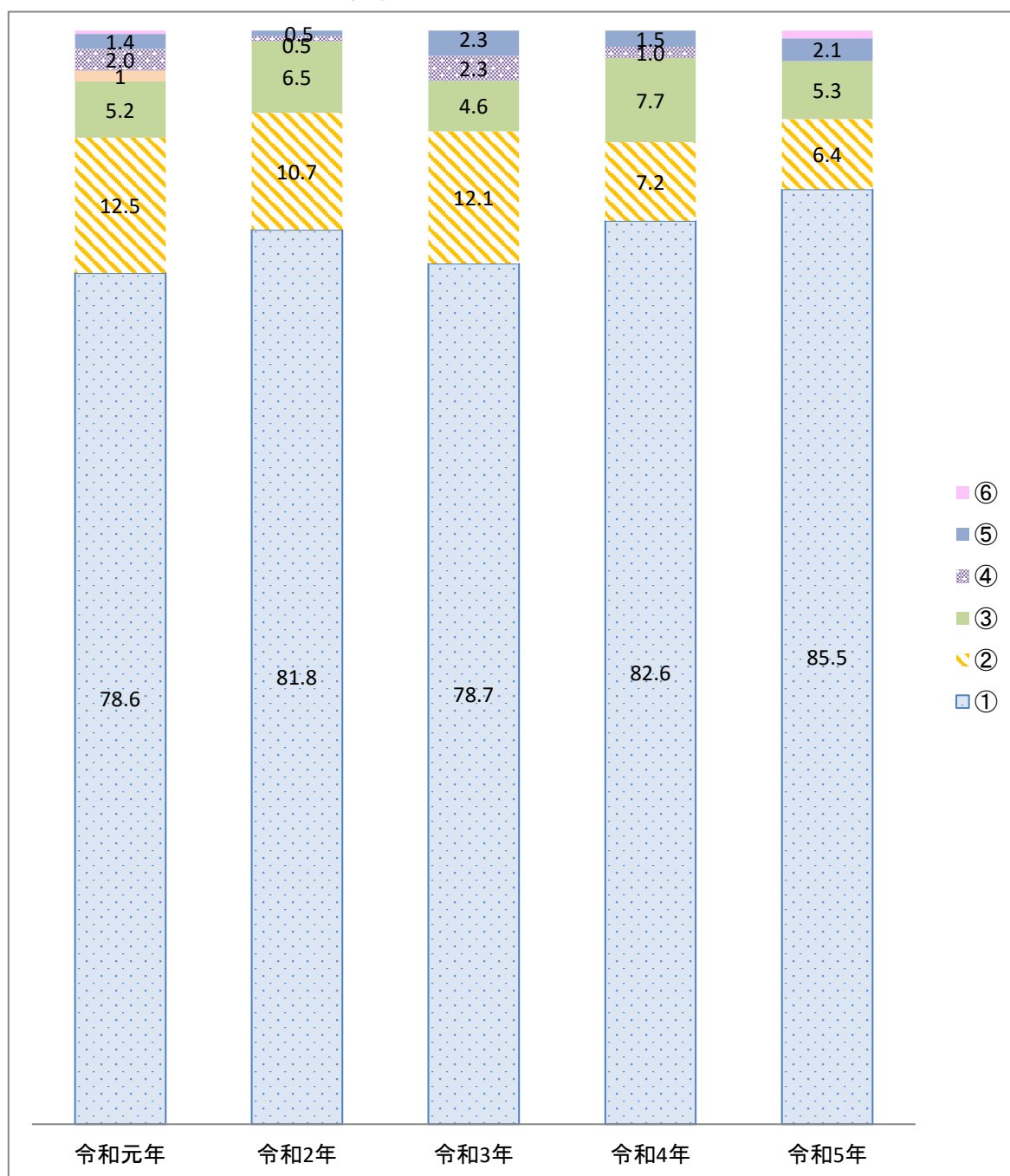


【表 4】朝霞市内の街頭犯罪構成比率(%)

表 4	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
①	78.6	81.8	78.7	82.6	85.5	①自転車盗
②	12.5	10.7	12.1	7.2	6.4	②車上ねらい
③	5.2	6.5	4.6	7.7	5.3	③オートバイ盗
④	2.0	0.5	2.3	1.0	0.0	④ひったくり
⑤	1.4	0.5	2.3	1.5	2.1	⑤自動車盗
⑥	0.3	0.0	0.0	0.0	0.7	⑥路上強盗
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

※小数点以下第2位四捨五入

【グラフ】朝霞市内の街頭犯罪構成比率(%)



【表５－１】朝霞市内の振り込め詐欺被害の発生状況

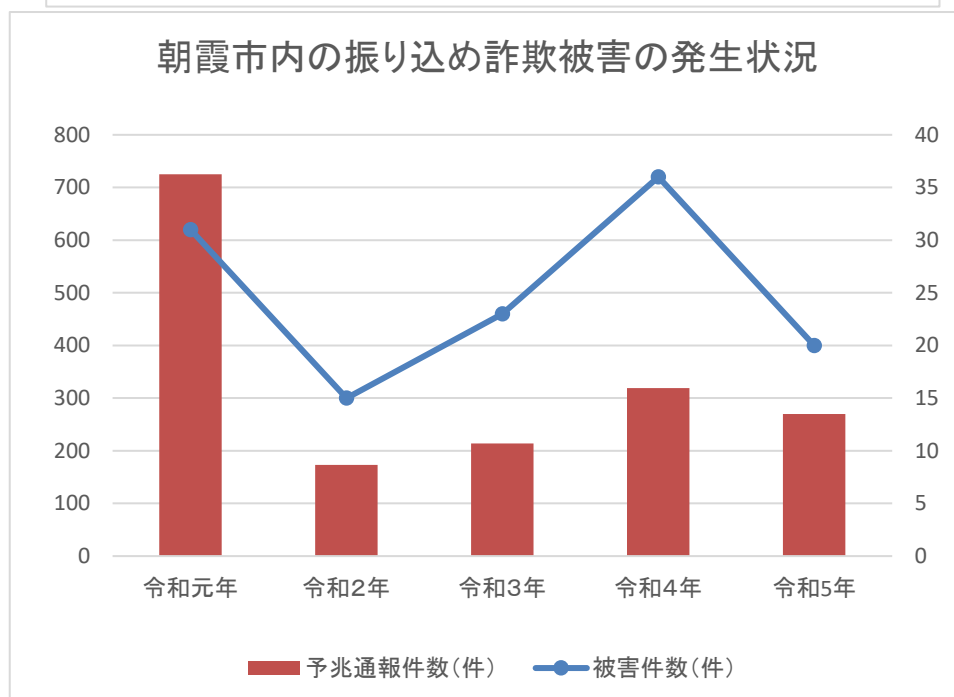
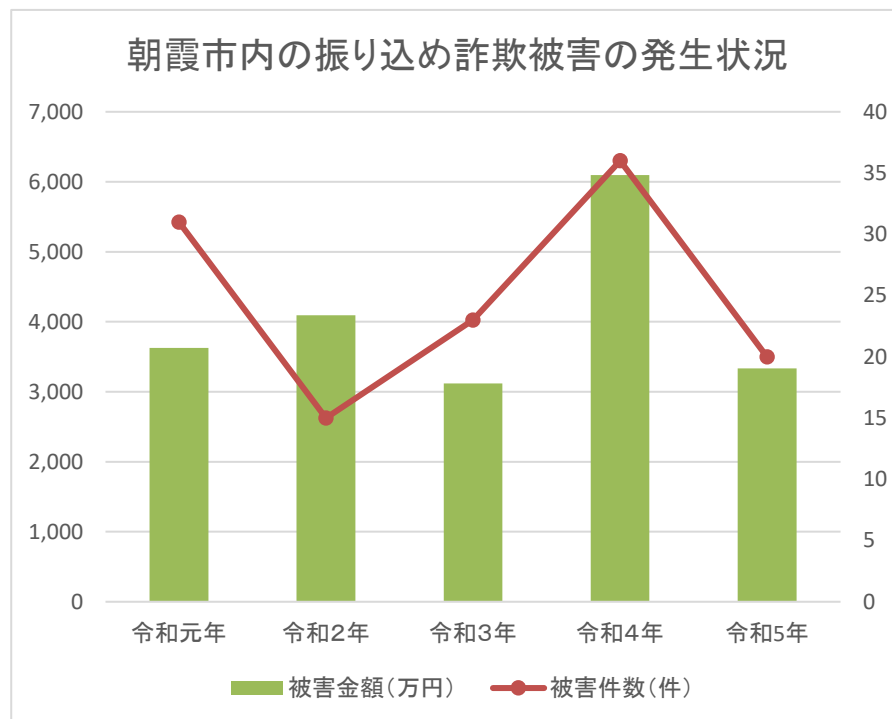
※暫定値

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
被害件数(件)	31(2)	15(1)	23	36(2)	20
被害金額(万円)	3,627	4,091	3,121	6,098	3,335
予兆通報件数(件)	725	173	214	319	270

※被害件数のカッコ内は未遂件数

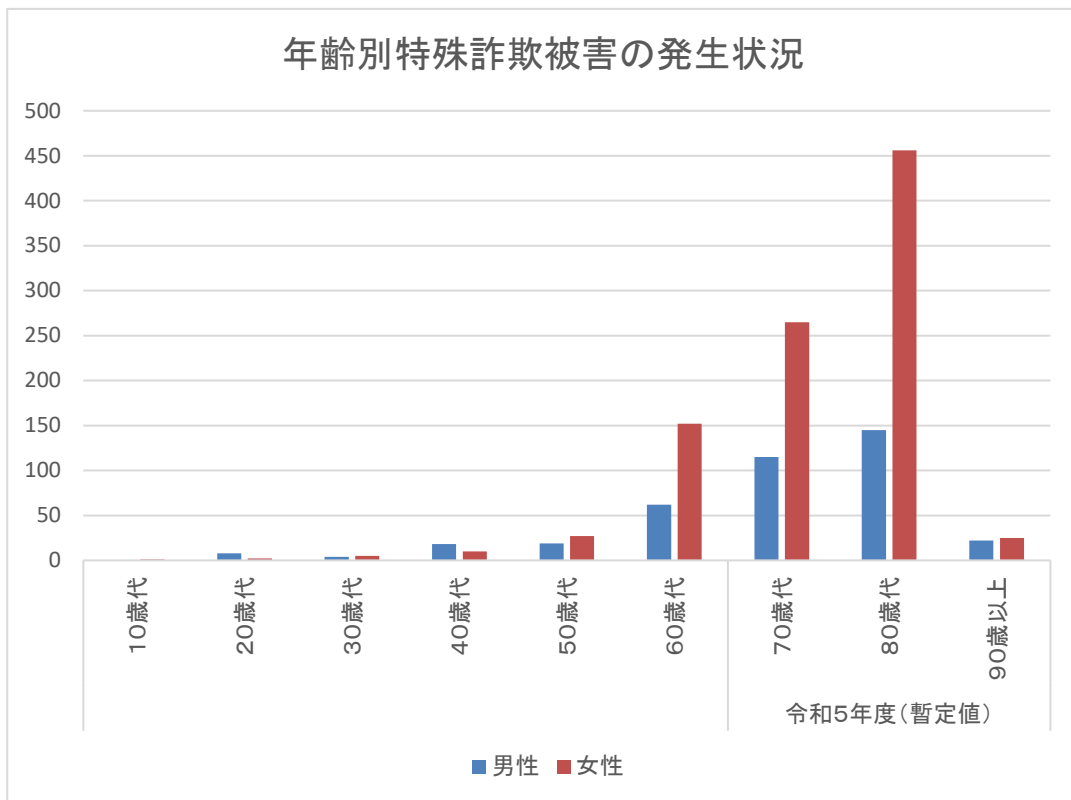
※被害金額は千円以下切り捨て

※予兆通報件数…振り込め詐欺犯人からの電話を受け、警察に通報した件数



【表 5－2】埼玉県年齢別特殊詐欺被害の発生状況 令和5年度（暫定値）

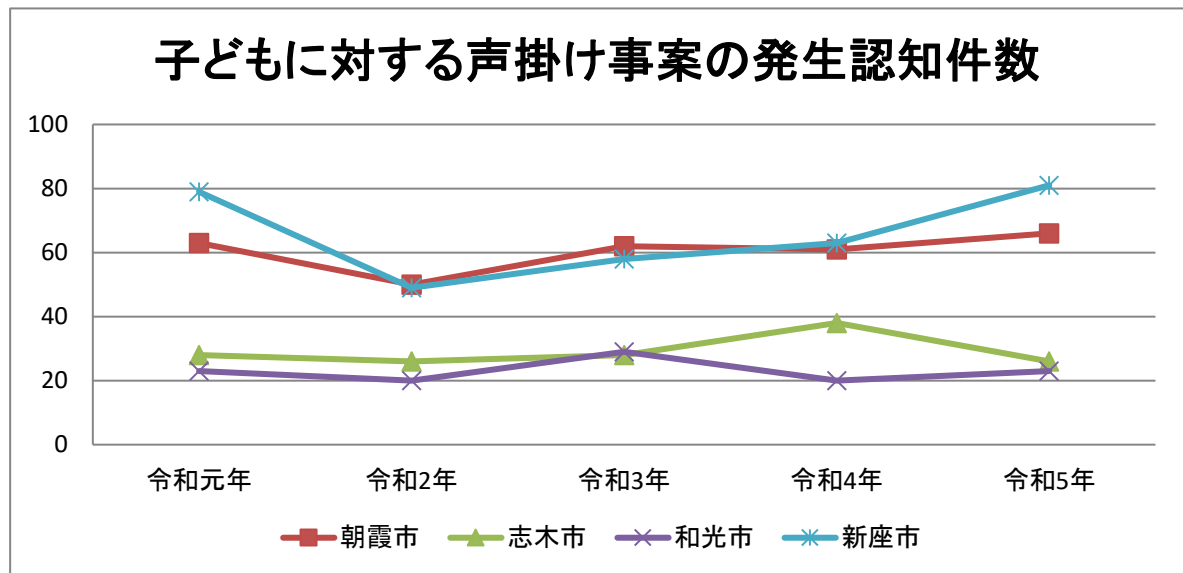
項目	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上
男性	0	8	4	18	19	62	115	145	22
女性	1	2	5	10	27	152	265	456	25
総計	1	10	9	28	46	214	380	601	47



【表6】子どもに対する声掛け事案の発生認知件数

項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
朝霞市	63	50	62	61	66
志木市	28	26	28	38	26
和光市	23	20	29	20	23
新座市	79	49	58	63	81
埼玉県	3,312	2,752	3,028	2,782	2,742

※声掛け事案の定義…18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声を掛ける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案をいう。



第4次朝霞市防犯推進計画

【令和3（2021）年度～令和7（2025）年度】

～犯罪を起こさせにくい地域環境づくり～



朝霞市防犯シンボルマーク
「彩夏ウボーイ」

令和3（2021）年3月

朝霞市

はじめに

本市では、犯罪のない安全で安心な住みよい地域社会の実現に寄与することを目的に朝霞市防犯推進条例を平成１７年４月に施行し、この条例の理念を実現するため、平成１８年５月に朝霞市防犯推進計画を策定いたしました。

令和２年までに２回に渡り計画の見直しを行い、自主防犯パトロール隊「朝霞わがまち防犯隊」の創設をはじめ、朝霞市防犯シンボルマーク「彩夏ウボーイ」の制定・活用、スクールガード・リーダーの運営や、青色防犯パトロールカーの運行、通話録音装置の貸与など、様々な防犯施策の推進に努めてまいりました。

このたび、令和２年度で第３次朝霞市防犯推進計画の計画期間が満了することに伴い、新たに令和３年度から令和７年度までの５か年を計画期間とする第４次朝霞市防犯推進計画を策定いたしました。本計画では、昨今の犯罪発生状況等を踏まえ、第３次朝霞市防犯推進計画における取組を継続しつつ、更に広報、啓発活動の強化及び事業者との連携強化への取組を行い防犯施策の推進を図ることとしております。

今後、この第４次朝霞市防犯推進計画に基づき実施計画を定め、施策を実施していくこととなりますが、朝霞市が今まで以上に犯罪のない安全で安心な住みよいまちとなるためには、市民の皆様をはじめ、警察などの関係機関・団体や事業者、土地建物所有者の皆様など、多くの方々の力を結集し、協力・連携していくことが必要不可欠でございます。引き続き本市の安全、安心のためにお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

令和３年３月

朝霞市長 富岡 勝則

目 次

第 1	計画策定	1
1	計画策定の趣旨	
2	市民意識調査にみる施策満足度・重要度	
3	本市の犯罪情勢とその背景	
4	第 4 次朝霞市防犯推進計画の見直しにあたり	
5	第 4 次朝霞市防犯推進計画の方向性	
第 2	計画の基本方針と目標	1 2
1	犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの推進	
2	推進体制の整備	
3	数値目標の設定	
第 3	計画の性格	1 4
1	計画期間	
2	実施計画	
第 4	計画の内容	1 5
1	市の取組	
(1)	広報その他の啓発による防犯意識の高揚	
(2)	防犯に関する自主的な活動を推進するための支援	
(3)	都市環境の整備による安全な地域社会の構築	
(4)	学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保	
(5)	パトロールの実施	
(6)	推進体制の整備	
2	市民（土地建物所有者等を含む）の取組	
(1)	防犯に関する意識の高揚	
(2)	自主的な防犯活動	
3	事業者の取組	
(1)	防犯に関する意識の高揚	
(2)	地域における防犯活動の推進と事業活動における防犯対策	
第 5	参考資料	2 6
	朝霞市防犯推進条例	
	朝霞市防犯推進計画会議名簿	
	朝霞市防犯推進庁内連絡会議設置要綱	
	第 4 次朝霞市防犯推進計画関係条例・規則・要綱等一覧	
	第 4 次朝霞市防犯推進計画策定経過	

第1 計画策定

1 計画策定の趣旨

本市では、平成17（2005）年に「朝霞市防犯推進条例」を施行し、この条例に基づき、平成18（2006）年に朝霞市防犯推進計画【平成18（2006）年度～平成22（2010）年度】を、平成23（2011）年に第2次朝霞市防犯推進計画【平成23（2011）年度～平成27（2015）年度】を、平成28（2016）年に第3次朝霞市防犯推進計画【平成28（2016）年度～平成32（2020）年度】を策定するとともに、計画内容を具体化した実施計画に基づき、防犯に関する施策を推進してまいりました。

近年、犯罪の発生は減少する傾向にありますが、複雑巧妙化する振り込め詐欺などの高齢者を狙った特殊詐欺犯罪への対応や、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没などの犯罪の前兆行為の防止など、安全で安心なまちづくりを推進するためには、引き続き、市、市民、事業者、土地建物所有者等及び警察やその他の関係機関・団体が一体となり、防犯活動を継続していくことが必要です。

このたび、この計画期間の終了にあたり、「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」をより一層推進するため、第4次朝霞市防犯推進計画【令和3（2021）年度～令和7（2025）年度】を策定するものです。

2 市民意識調査にみる施策満足度・重要度

令和元（2019）年12月、第5次朝霞市総合計画後期基本計画策定に伴う市民意識調査を行った結果、市の取組全29項目のうち、「生活（防犯、消費生活等）」の満足度は、高い方から8番目となっております。重要度については、高い方から4番目となっており、『現状維持を図るべきと考えられる項目』とされているものの、満足度よりも重要度が高いことから、さらなる防犯施策を推進する必要があると考えられます。

3 本市の犯罪情勢とその背景

本市における令和元（２０１９）年の刑法犯認知件数^{注１}は９２４件となり、平成１８（２００６）年・１９（２００７）年以降減少傾向で、過去最も低い数値となっています。これは、埼玉県においても同様の傾向となっています。

また、令和元（２０１９）年の街頭犯罪認知件数^{注２}は３８４件で、刑法犯全体の４１．５％を占めています。特に自転車盗の２７１件は、街頭犯罪の７０．６％を占めています。

なお、人口千人当たりの本市の刑法犯認知件数は令和元（２０１９）年で６．６０件となっており、平成２７（２０１５）年の９．５５件と比較すると２．９５件減少しています。県内７２市区町村（さいたま市は区で集計）中、平成２７（２０１５）年においては２９番目の発生率でしたが、令和元（２０１９）年においては３９番目となっています。

犯罪件数が減少したのは、市内に結成された朝霞市防犯パトロール隊^{注３}によるパトロール実施、事業者の事業活動における積極的な防犯活動への取組、土地建物所有者等の防犯に配慮した環境整備の実施など、第３次朝霞市防犯推進計画で定めた取組の効果が表れたものと思われます。

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害の発生状況については、増減の波はあるものの大きく増加はしていません。この要因の一つは、市民に「留守番電話機能」を利用することが浸透したためであると考えられます。しかし、現金やキャッシュカードを手渡しさせる方法や電話口にて指示を行い被害者自身にＡＴＭを操作させて入金を行わせる方法等、特殊犯罪の手法が多様化されており新たな被害が発生しています。

また、子どもに対する声掛け事案の発生認知件数についても同様に増加傾向にはないものの、犯罪に巻き込まれる危険性が多くなっており、その発生場所についても大きく偏りがあるわけではありません。刑法犯全般的においても、地域における偏りは認められず、これは特定の地域において犯罪の発生に差はなく、犯人の得意とする場所によって、犯罪が発生しているからであると考えられます。

^{注１} 刑法犯の総数から交通関係の業務上（重）過失致死傷罪を除いたもので、被害の届出、告訴、告発その他の端緒によりその発生を警察が確認した件数をいいます。

^{注２} 自転車盗、車上ねらい、オートバイ盗、部品ねらい、ひったくり、自動車盗、路上強盗、自動販売機ねらいをいいます。

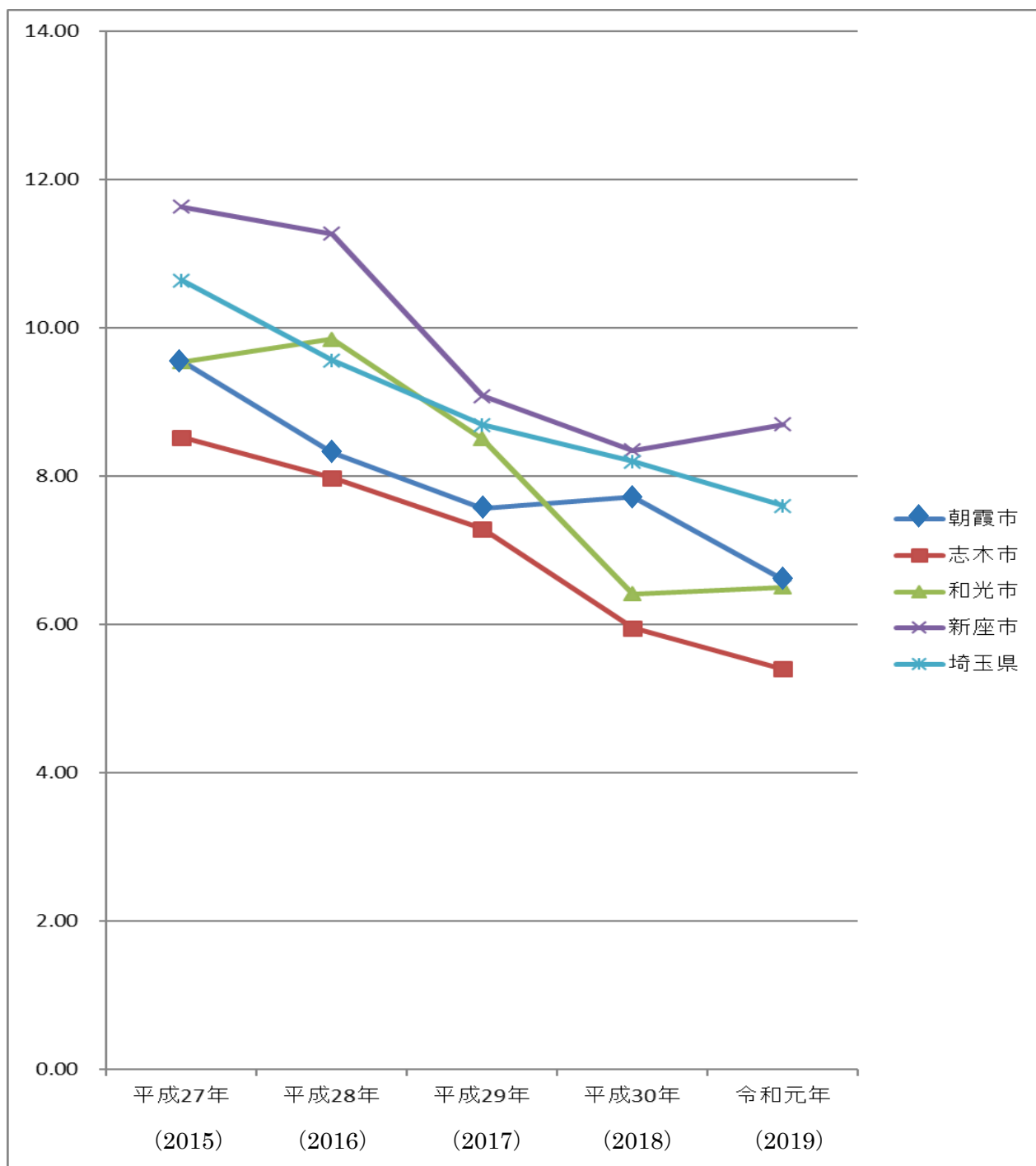
^{注３} 自主防犯パトロールを行う団体のうち、朝霞市の認定基準を満たす団体を朝霞市防犯パトロール隊として認定しており、認定を受けた団体を総称して「朝霞わがまち防犯隊」としています。認定の基準は、①団体の構成員が５人以上であり、②月１回以上の自主防犯パトロールを行っていることとしています。

■人口 1,000 人当たりの刑法犯認知件数

(単位：件)

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
朝霞市	9.55	8.32	7.57	7.72	6.60
志木市	8.52	7.98	7.29	5.95	5.40
和光市	9.54	9.85	8.50	6.41	6.50
新座市	11.63	11.27	9.08	8.35	8.70
埼玉県	10.64	9.56	8.69	8.20	7.60

※各年とも 4 月 1 日現在の人口で算出

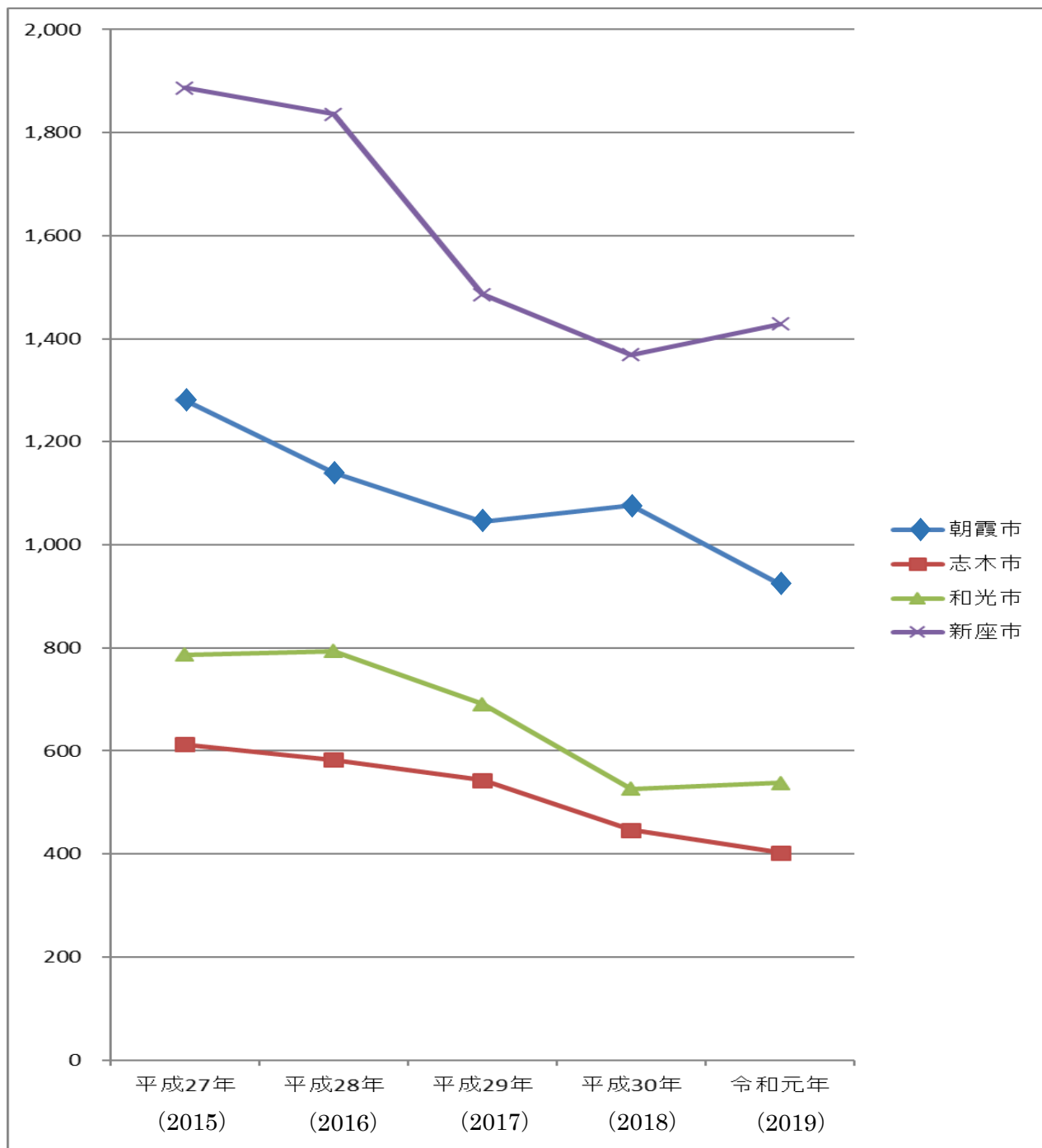


(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

■刑法犯認知件数（犯罪発生件数）

（単位：件）

	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
朝霞市	1,281	1,139	1,045	1,077	924
志木市	613	583	543	446	402
和光市	787	794	691	526	538
新座市	1,887	1,836	1,486	1,369	1,429
埼玉県	73,456	69,456	69,456	60,001	55,497



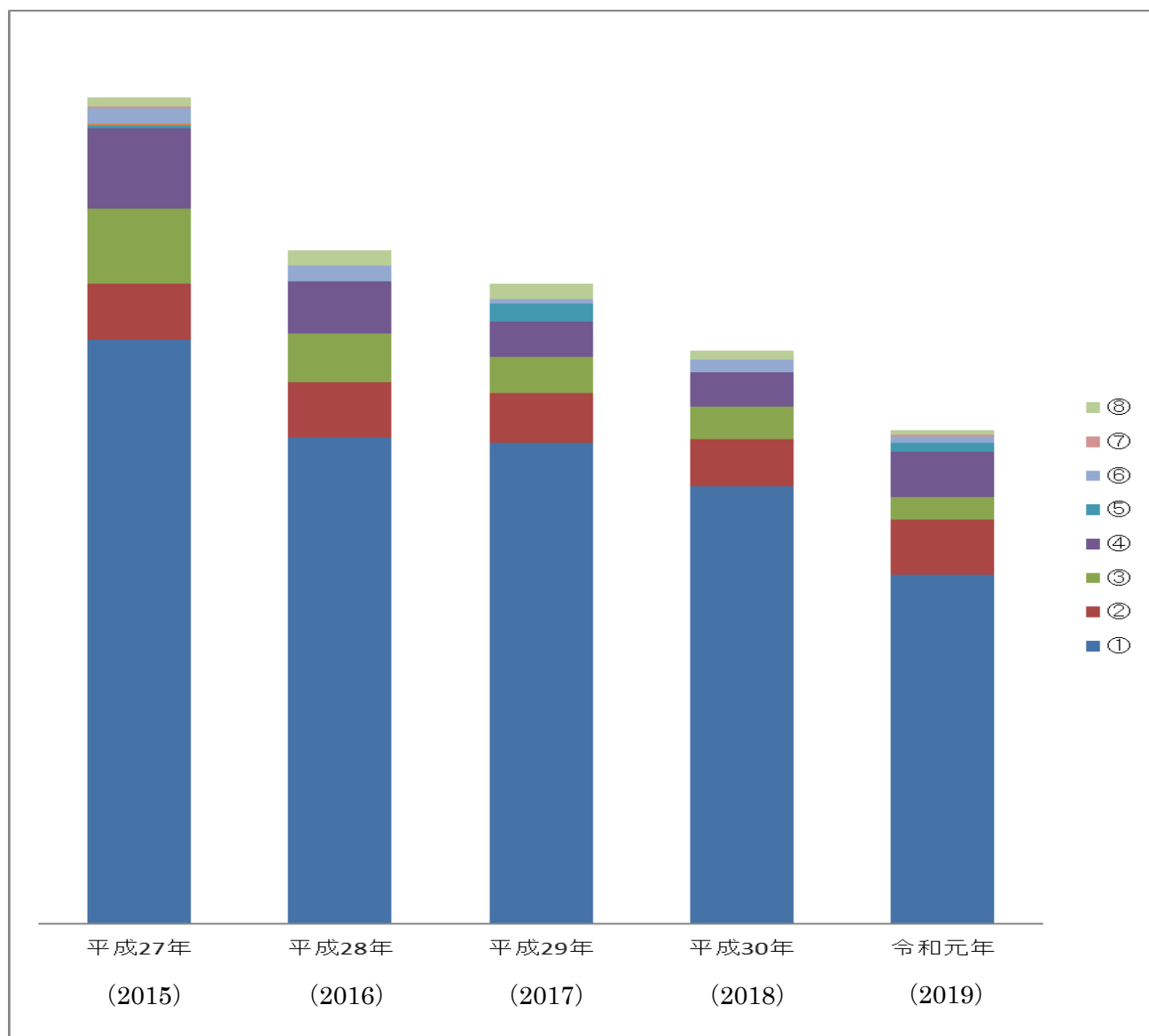
（資料：埼玉県警察本部生活安全企画課）

■朝霞市内の街頭犯罪認知件数

(単位：件)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
①	454	378	374	340	271
②	44	43	39	37	43
③	58	38	28	25	18
④	63	40	27	27	35
⑤	2	1	14	0	7
⑥	12	12	4	10	5
⑦	2	0	0	0	1
⑧	7	12	12	7	4
合計	642	524	498	446	384

- ①自転車盗
- ②車上ねらい
- ③オートバイ盗
- ④部品ねらい
- ⑤ひったくり
- ⑥自動車盗
- ⑦路上強盗
- ⑧自動販売機ねらい



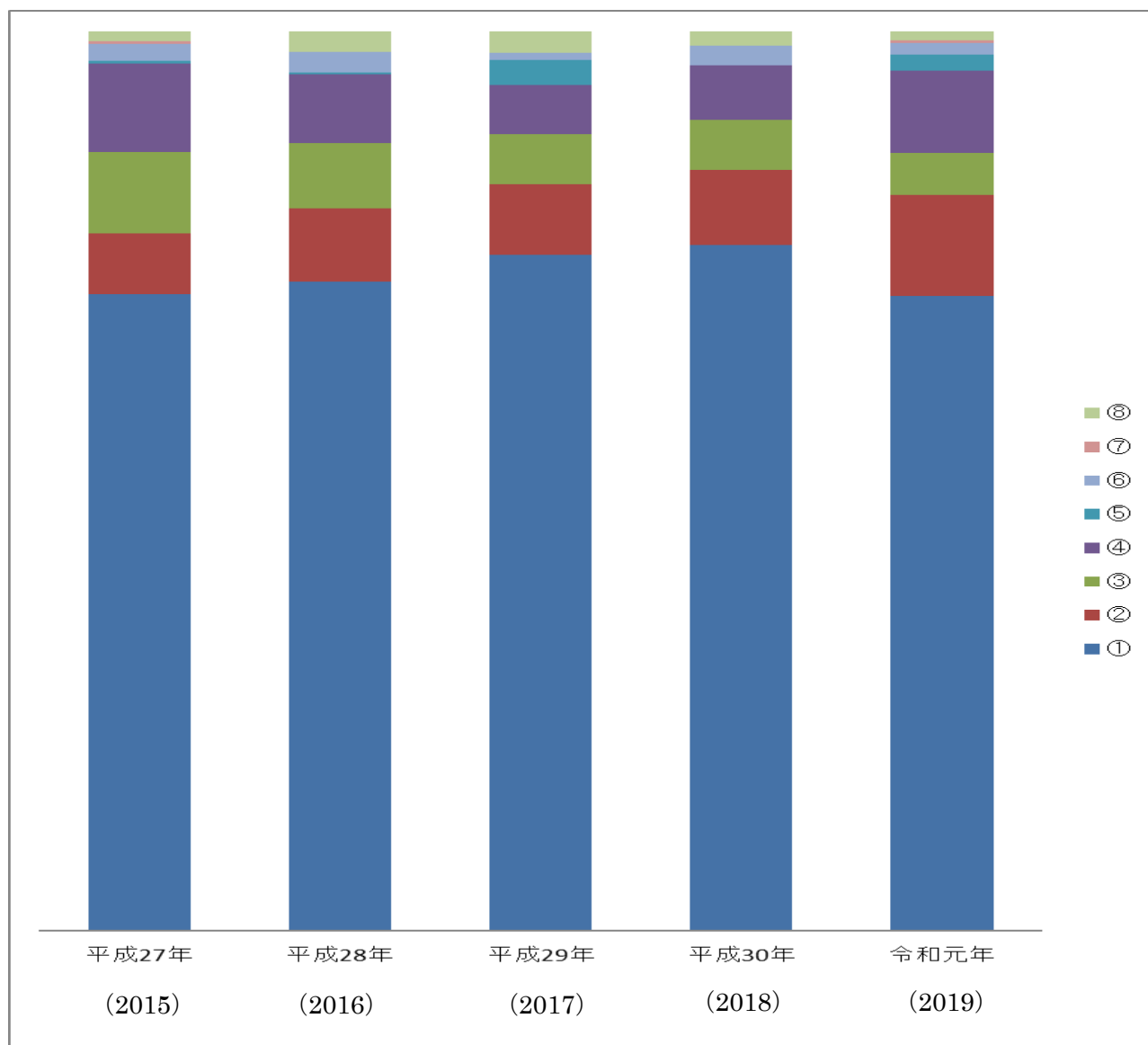
(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

■朝霞市内の街頭犯罪構成比率

(単位：％)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
①	70.7%	72.1%	75.2%	76.2%	70.6%
②	6.9%	8.2%	7.8%	8.3%	11.2%
③	9.0%	7.3%	5.6%	5.6%	4.7%
④	9.8%	7.6%	5.4%	6.1%	9.1%
⑤	0.3%	0.2%	2.8%	0.0%	1.8%
⑥	1.9%	2.3%	0.8%	2.2%	1.3%
⑦	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
⑧	1.1%	2.3%	2.4%	1.6%	1.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- ①自転車盗
- ②車上ねらい
- ③オートバイ盗
- ④部品ねらい
- ⑤ひったくり
- ⑥自動車盗
- ⑦路上強盗
- ⑧自動販売機ねらい



(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

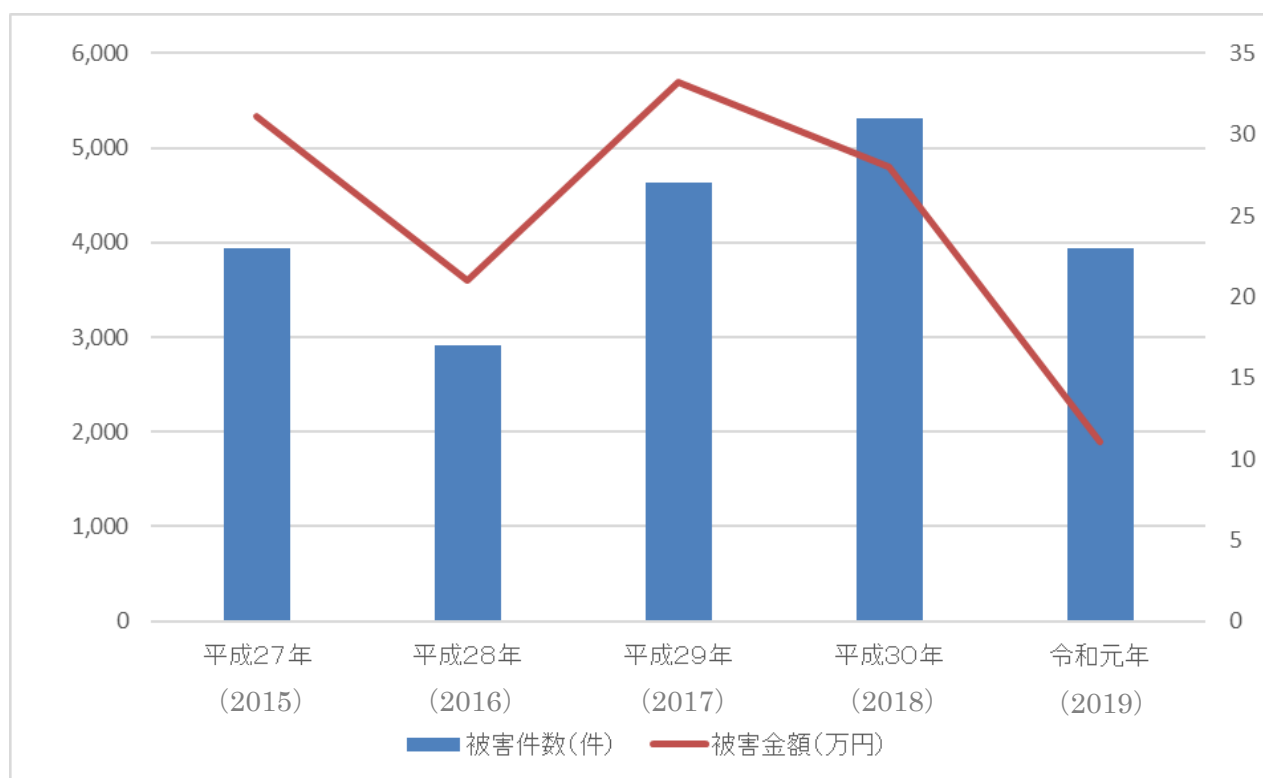
■朝霞市内の特殊詐欺被害の発生状況

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
被害件数(件)	23 (1)	17 (1)	27 (1)	31 (1)	23 (2)
被害金額(万円)	5,335	3,594	5,701	4,805	1,889
予兆通報件数(件)	308	228	375	805	725

※被害件数のカッコ内は未遂件数

※被害金額は千円以下切り捨て。

※予兆通報件数…犯人からの電話を受け、警察に通報した件数

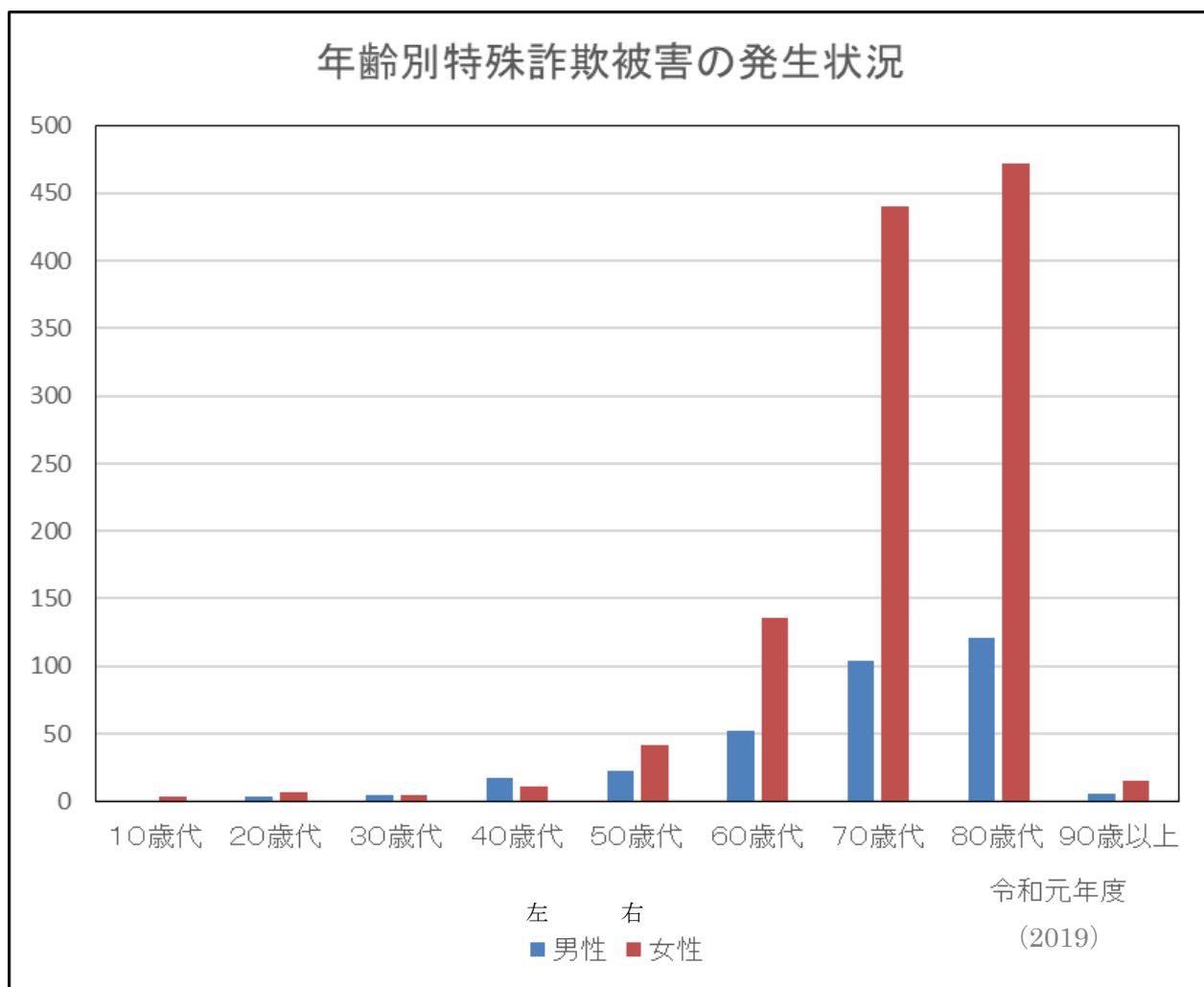


(資料：埼玉県県民生活部防犯・交通安全課)

■令和元（2019）年度年齢別特殊詐欺被害の発生状況（埼玉県内）

（単位：件）

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上
男性	0	3	5	17	22	52	104	121	6
女性	3	7	4	11	41	136	440	472	15
総計	3	10	9	28	63	188	544	593	21



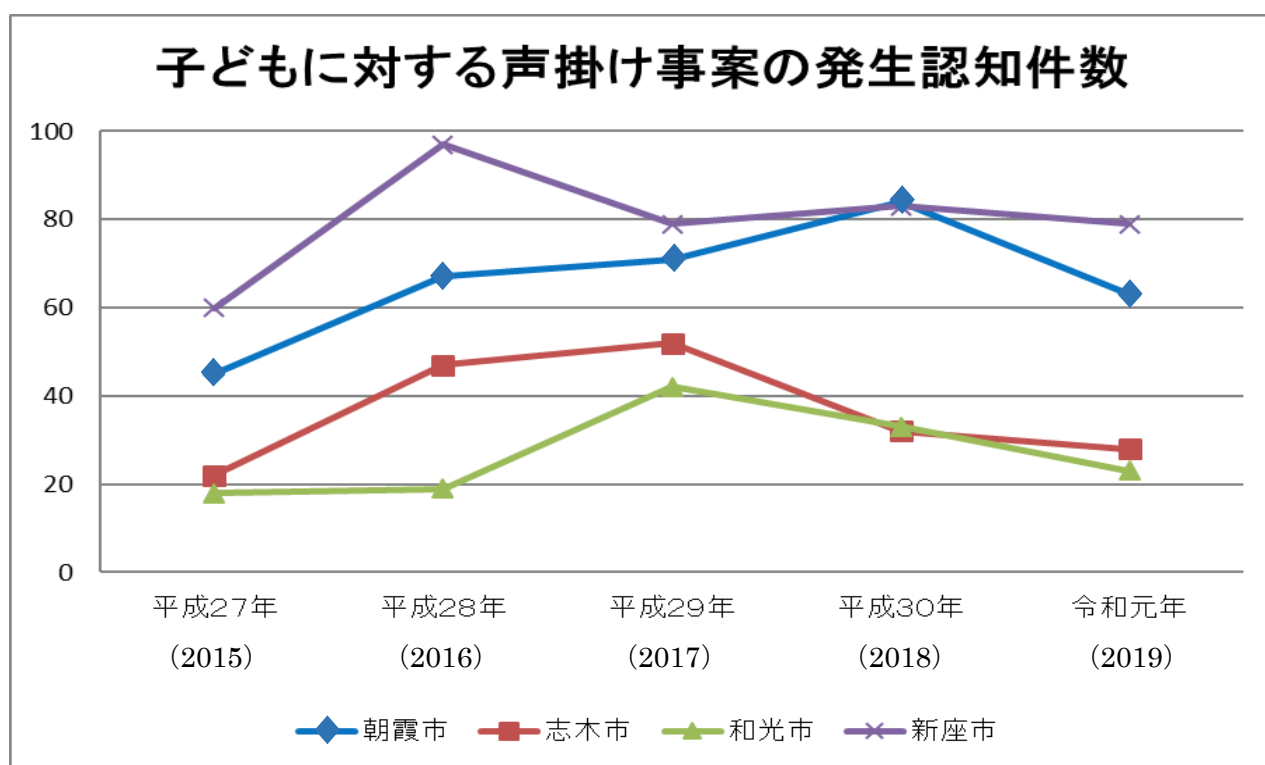
（資料：埼玉県県民生活部防犯・生活安全総務課）

■子どもに対する声掛け事案の発生認知件数

(単位：件)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
朝霞市	45	67	71	84	63
志木市	22	47	52	32	28
和光市	18	19	42	33	23
新座市	60	97	79	83	79
埼玉県	2,481	3,045	3,318	3,280	3,312

※声掛け事案の定義…18歳以下の者に対して、犯罪行為には至らないが、「声を掛ける」「手を引く」「肩に手をかける」「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案をいう。



(資料：埼玉県警察本部)

■空き家等の管理不全に関する対応状況

(単位：件)

	平成２７年度 (２０１５)	平成２８年度 (２０１６)	平成２９年度 (２０１７)	平成３０年度 (２０１８)	令和元年度 (２０１９)
情報提供受付件数	４７	２３	２７	２３	３７
対象外の件数(※)	４	２	３	１	４
管理状態改善済み 件数	３２	１３	１８	１４	１７
所有者に対する情 報提供・相談中の 件数	５	２	１	０	５
未改善の件数 (うち所有者調査 中の件数)	６ (１)	６ (１)	５ (３)	８ ０	１１ (２)

※対象外…調査の結果、適正に管理されていることが確認できた等の理由による。

(資料：朝霞市都市建設部開発建築課)

4 第4次朝霞市防犯推進計画の見直しにあたり

(1) 第3次防犯推進計画の総括

第3次計画については、実施計画において具体的な取り組みを進めるとともに、毎年度当初、朝霞市防犯推進庁内連絡会議及び防犯推進計画会議において、その進捗状況等について意見交換をしてきました。

その結果、既述のとおり、直近5年間で犯罪認知件数は減少するとともに、市民意識調査においても、満足度が高いとの評価を受けていることから、第3次計画の取り組みが有効であったと考えられます。

特に、特殊詐欺の予兆電話が発生した際、防災行政無線を利用し周知する等の広報や自主防犯活動隊の啓発等の取り組みは犯罪を未然に防ぐための大きな一因となっております。

(2) 埼玉県防犯のまちづくり推進計画（令和2年度～6年度）との関係

埼玉県の令和2（2020）年度からの計画において、防犯カメラ設置の促進が新たに計画に追加されました。また、性犯罪・性暴力根絶を目指した取り組みを強化していくこととなっております。本市においても、防犯カメラを内蔵した自動販売機の設置のため事業者と連携を強化することや性犯罪・性暴力をなくすための広報、啓発を行うなど、県計画との整合を図りながら本市の第4次計画を検討する必要があります。

5 第4次朝霞市防犯推進計画の方向性

第3次計画の総括及び埼玉県の計画を踏まえ、第4次計画の方向性について、以下の3点に留意して策定することとします。

第4次朝霞市防犯推進計画の方向性
1 第3次計画の取組を継続する 2 広報、啓発活動を強化する 3 事業者との連携を強化する

第2 計画の基本方針と目標

1 犯罪を起こさせにくい地域環境づくりの推進

犯罪を防止し、安全で安心なまちを築いていくためには、犯罪の大半を占める街頭犯罪や侵入盗など、機に乗じて行われる犯罪を防止していく必要があります。

また、振り込め詐欺などの高齢者を狙った犯罪のほか、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没等の犯罪の前兆行為についても、地域ぐるみで防止していく必要があります。

さらに、管理不全な空き家等が増加する傾向にあり、不審者の侵入や放火などの犯罪の温床となるおそれがあることから、土地建物所有者が適正に管理をしていく必要があります。

そのためには、犯罪を行おうとする者を地域に入り込みにくくさせるための【領域性】^{注4}、犯罪を思いとどまらせるための【監視性】^{注5}、犯罪に対する抵抗力を強化する【抵抗性】^{注6}をそれぞれ高めて、引き続き犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進します。

2 推進体制の整備

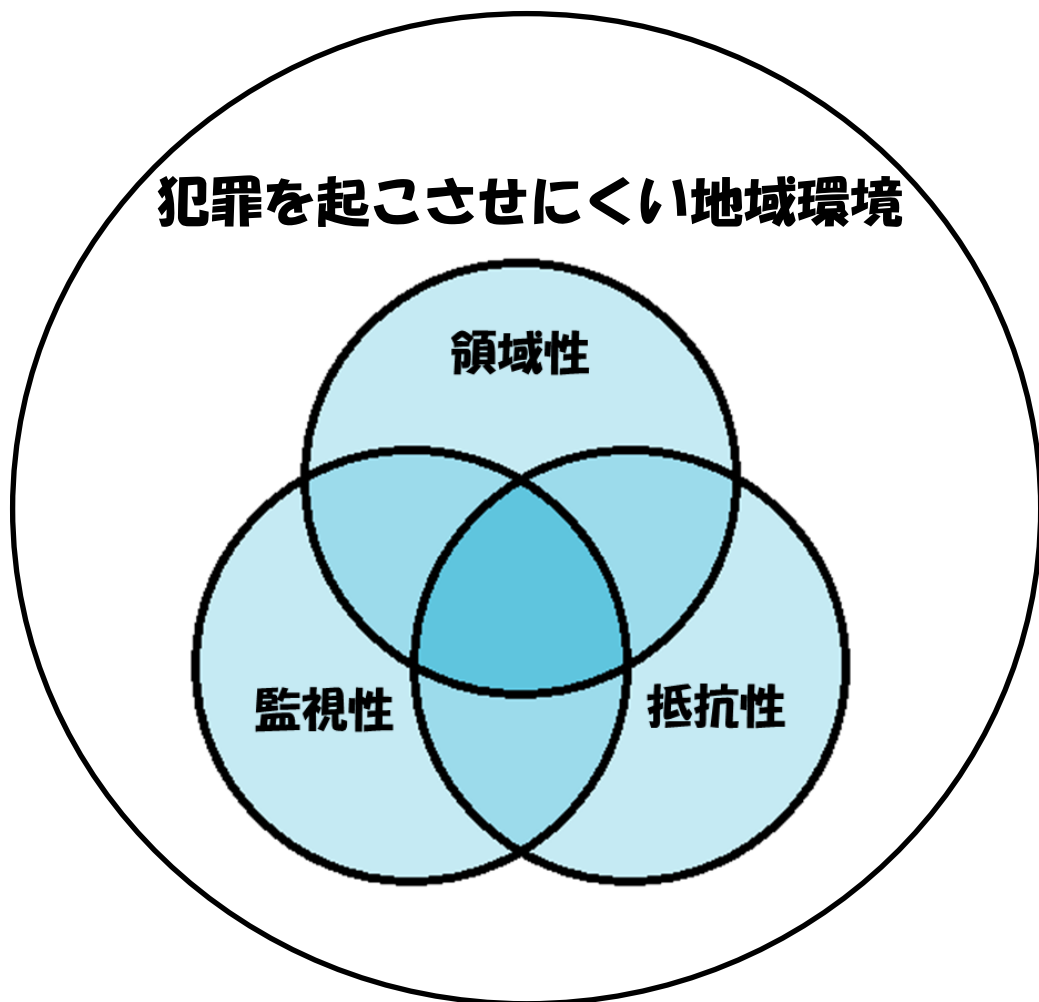
市、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者及び警察やその他の関係機関・団体がお互いに連携し、犯罪状況や生活環境の実態把握に努め、市民生活の安全について協議し、それぞれが一体となって防犯に関する施策を総合的かつ計画的に実施する推進体制を引き続き整備します。

具体的には、朝霞市防犯推進計画会議において、防犯に関する施策を計画的に推進するための計画の策定及び推進状況の検証を行います。

3 数値目標の設定

計画の基本方針である犯罪を起こさせにくい地域環境づくりのために、計画の数値目標を設定します。

数値目標は、別途策定する「第4次朝霞市防犯推進計画実施計画」において年度ごとに設定し、計画期間中であっても、社会情勢等の変化によって適宜見直すこととします。



注4 【領域性】…あいさつの励行や清掃活動などを地域全体で行うことにより、住民の連帯を強くすることや、学校等で門扉を設置し、部外者を立入制限することなどにより高めることができます。

注5 【監視性】…防犯カメラの設置や自主防犯パトロールなどを行うことにより高めることができます。

注6 【抵抗性】…少しの外出でも必ず施錠をする、歩行時には車道側にかばんを持たない等の習慣を付けたり、自転車や家屋のドアに鍵を二つ以上付けたりするなどして高めることができます。

第3 計画の性格

この計画は、防犯のまちづくりに関して総合的かつ長期的に実施すべき施策の大綱を定めたものです。また、第5次朝霞市総合計画後期基本計画を基盤とし、本市における防犯施策の基本的な方向性を示すとともに、他の関連する計画等との連携を図ります。

ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢等の変化によっては適宜見直すこととします。

1 計画期間

令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。

2 実施計画

本計画に基づいて実施する事業については、別途実施計画を策定するとともに、毎年度、進捗状況や実績を踏まえ見直していきます。

第4 計画の内容

この計画は、市、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者が取り組むべき施策を定めたものです。

1 市

第4次朝霞市防犯推進計画における施策の6つの柱

- 1 広報その他の啓発による防犯意識の高揚
- 2 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援
- 3 都市環境の整備による安全な地域社会の構築
- 4 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保
- 5 パトロールの実施
- 6 推進体制の整備

2 市民

第4次朝霞市防犯推進計画における施策の2つの柱

- 1 防犯に関する意識の高揚
- 2 自主的な防犯活動

3 事業者

第4次朝霞市防犯推進計画における施策の2つの柱

- 1 防犯に関する意識の高揚
- 2 地域における防犯活動の推進と事業活動における防犯対策

第4次朝霞市防犯推進計画 施策体系一覧

主体	施策の大柱	施策の中柱	取組内容	
行政	(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚	① 広報、啓発活動の推進	広報あさかへの掲載	
			電光掲示板による啓発	
			市ホームページ(ツイッター、フェイスブック)への掲載	
			パブリシティ活動の実施	
			朝霞わがまち防犯隊への犯罪情報の提供	
			朝霞わがまち防犯隊への感謝状贈呈	
			高齢者対象の啓発活動の実施	
			消費生活センターとの連絡調整	
			(新)朝霞市キャラクター「ぼぼたん」の活用	
			(新)DV(ドメスティック・バイオレンス)相談窓口の市ホームページへの掲載	
			(新)性犯罪・性暴力相談窓口の市ホームページへの掲載	
			(新)女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボンキャンペーン)の実施	
	(2) 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援	② 防犯教育の推進	防犯に関する研修会等の実施	
			③ ポスター等の掲示	防犯に関するポスター等の公共施設への掲示
				防犯マグネットの公用車等への掲示
				市内循環バスへのポスター等の掲示
		(新)公共施設トイレへのDV相談窓口情報の配置		
		④ 事業者に対する防犯対策の要請	市が作成する防犯に関するポスター等の事業者への掲示依頼	
			市が実施する防犯事業に対する参加協力依頼	
			(新)防犯協定の締結(防犯カメラ設置の推進)	
			① 防犯灯等の設置の補助	自治会・町内会等が管理する防犯灯の設置又は交換及び維持管理経費に対する補助金の交付
		商店街路灯の設置及び維持管理費に対する補助金の交付		
		商店会及び自治会・町内会の防犯カメラ設置に対する補助金の交付		
		朝霞地区防犯協会、朝霞地区暴力排除推進協議会に対する負担金の交付		
	② 防犯関係団体への支援	防犯パトロール資機材等の購入経費に対する補助金の交付		
		講演会実施に伴う経費に対する補助金の交付		
		③ 高齢者を狙った振り込め詐欺等の防止対策の推進	通話録音装置の貸与	
			(新)④犯罪被害者支援活動の充実	(新)総合的対応窓口の設置及び関係機関との連携
	(3) 都市環境の整備による安全な地域社会の構築	① 建築物における安全対策	空き家の適正管理の促進	
			② 道路における安全対策	道路照明灯の整備
		市所有の防犯灯の維持管理		
		③あき地における安全対策	あき地の適正な維持管理の促進	
		④公園における安全対策	定期的な樹木の剪定、死角を発生させないための低木植樹の推進	
			⑤施設における自転車対策	自転車駐車場の整備及び維持管理
		放置禁止区域内の放置自転車の撤去		
		放置禁止区域内の放置自転車禁止に対する広報活動の推進		
(4) 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保		① 学校施設内の防犯管理体制の整備	防犯カメラ等の防犯機器の配備の促進	
			不審者の校内等への侵入防止策の推進	
		②建築物における安全対策	照明等の整備	
		③防犯教育の推進	防犯教育研修会の実施	
	④通学路の安全対策	防犯ブザーの貸与		
		登下校時の安全指導・安全点検		
	(新)⑤子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実	通学路の安全マップの作成		
		(新)学校と警察等の関係機関の連携による非行防止教室の実施		
(新)⑥インターネットの安全利用の推進	(新)「受け子」等、特殊詐欺に加担させないための啓発・教育の推進			
	(新)薬物乱用防止教室の啓発・教育の推進			
(5) パトロールの実施		(新)子どもの不適切なインターネット利用の防止		
		自主防犯パトロール隊への支援		
		警備員による青色防犯パトロールカーの運行		
		不法投棄監視パトロールの実施		
		市職員による資源持ち去り防止監視パトロールの実施		
		警察に対するパトロール強化の要請		
		(新)わんわんパトロール実施への支援		
		(6) 推進体制の整備	市、市民(土地建物所有者等を含む)、事業者及び警察やその他の関係機関・団体の連携による朝霞市防犯推進計画会議による体制の推進	
庁内関係部署の連携による朝霞市防犯推進庁内連絡会議による体制の推進				
(1) 防犯に関する意識の高揚			日常生活における防犯対策の確認及び防犯知識の向上	
			地域コミュニティの活性化(あいさつ運動、清掃活動、青少年健全育成啓発キャンペーン等)	
		自治会・町内会等における学習会の実施		
		高齢者対象の啓発活動の実施		
		悪質電話被害対策機器の設置による被害の未然防止		
		土地建物の適切な管理		
		(2) 自主的な防犯活動	① 自主的な防犯に関する活動	危険箇所の把握と対策
				防犯灯の設置及び維持管理
②市と市民が協働で実施する施策	自主防犯パトロールの継続的な実施			
	防犯に関する研修会、街頭啓発活動への参加			
事業者	(1) 防犯に関する意識の高揚		「青少年を守り育成する家」協力箇所の増加と掲載地図の作成・普及	
			職場及び周囲における防犯対策の確認	
	(2) 地域における防犯活動の推進と事業活動における防犯対策	① 自主的な防犯に関する活動の推進	防犯研修会の開催	
			自主的な防犯に関する活動の推進	
			②事業所施設の防犯対策推進	危険箇所のチェック
			照明灯、防犯カメラ等の設置	
			③市と事業者等が協働で実施する施策	防犯に関する研修会、街頭啓発活動への参加
ポスター等の掲示協力				

※ (新) …第4次朝霞市防犯推進計画策定にあたり新たに計画に位置付けた取り組みです。

1 市の取組

(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚

犯罪を防止するためには、自分たちの安全は自分たちで守るという市民一人ひとりの防犯に対する意識の高揚を図り、併せて、防犯に関する正しい知識と情報を共有することが大切です。

市は、朝霞市防犯シンボルマーク「彩夏ウボーイ」^{注7}を統一シンボルとし、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者に防犯意識の高揚を図るための啓発活動を行います。

① 広報、啓発活動の推進【領域性】

- ・ 広報あさかへの掲載
- ・ 電光掲示板による啓発
- ・ 市ホームページ（ツイッター、フェイスブック）への掲載
- ・ パブリシティ活動の実施
- ・ 朝霞わがまち防犯隊への犯罪情報の提供
- ・ 朝霞わがまち防犯隊への感謝状贈呈
- ・ 高齢者対象の啓発活動の実施
- ・ 消費生活センターとの連絡調整

(新) 朝霞市キャラクター「ぽぼたん」^{注8}の活用

(新) DV（ドメスティック・バイオレンス）相談窓口の市ホームページへの掲載

(新) 性犯罪・性暴力相談窓口の市ホームページへの掲載

(新) 女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボンキャンペーン）の実施

② 防犯教育の推進【領域性】

- ・ 防犯に関する研修会等の実施

③ ポスター等の掲示【領域性】【監視性】

- ・ 防犯に関するポスター等の公共施設への掲示
- ・ 防犯マグネットの公用車等への掲示
- ・ 市内循環バスへのポスター等の掲示

(新) 公共施設トイレへのDV相談窓口情報の配置

^{注7} 朝霞市防犯シンボルマーク彩夏ウボーイ

朝霞わがまち防犯隊の統一シンボルを表示し、朝霞市の防犯パトロール隊であることを示すために制定したものです。名称を彩夏ウボーイ（さいかうぼーい）といい、朝霞市民まつり彩夏祭のシンボルキャラクターである彩夏（さいか）ちゃんをベースに保安官風にデザインしたものです。統一シンボルマークは、防犯事業を推進する機運を醸成するため、朝霞わがまち防犯隊の使用に限定せず、防犯事業全般のシンボルとしています。（表紙参照）

^{注8} 朝霞市キャラクターぽぼたんは、朝霞市制施行50周年の節目に誕生した朝霞市の魅力を発信するキャラクターです。

④ 事業者に対する防犯対策の要請【領域性】【監視性】

- ・市が作成する防犯に関するポスター等の事業者への掲示依頼
- ・市が実施する防犯事業に対する参加協力依頼

(新) 防犯協定の締結（防犯カメラ設置の推進）

(2) 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援

犯罪を防止するためには、市民や団体が自主的、主体的に地域の安全のために活動することが大切です。

市は、活動しやすい環境づくりを推進するため、様々な支援事業を行います。

① 防犯灯等の設置の補助【領域性】【監視性】

- ・自治会・町内会等が管理する防犯灯の設置又は交換及び維持管理経費に対する補助金の交付
- ・商店街街路灯の設置及び維持管理経費に対する補助金の交付
- ・商店会及び自治会・町内会の防犯カメラ設置に対する補助金の交付

② 防犯関係団体への支援【領域性】【監視性】

- ・朝霞地区防犯協会、朝霞地区暴力排除推進協議会に対する負担金の交付
- ・防犯パトロール資機材等の購入経費に対する補助金の交付
- ・講演会実施に伴う経費に対する補助金の交付

③ 高齢者を狙った振り込め詐欺等の防止対策の推進【抵抗性】

- ・通話録音装置の貸与

(新) ④ 犯罪被害者支援活動の充実【領域性】

(新) 総合的対応窓口の設置及び関係機関との連携

(3) 都市環境の整備による安全な地域社会の構築

犯罪を防止するためには、犯罪を行おうとする者に犯罪の機会を与えないことが大切です。建築物や道路、公園などにおいては、犯罪を起こさせにくい環境整備を進めるよう努めます。

- ① 建築物における安全対策【領域性】 【監視性】
 - ・ 空き家の適正管理の促進
- ② 道路における安全対策【領域性】
 - ・ 道路照明灯の整備
 - ・ 市所有の防犯灯の維持管理
- ③ あき地における安全対策【領域性】
 - ・ あき地の適正な維持管理の促進
- ④ 公園における安全対策【領域性】
 - ・ 定期的な樹木の剪定、死角を発生させないための低木植樹の推進
- ⑤ 施設における自転車対策【領域性】 【抵抗性】
 - ・ 自転車駐車場の整備及び維持管理
 - ・ 放置禁止区域内の放置自転車の撤去
 - ・ 放置禁止区域内の放置自転車禁止に対する広報活動の推進

(4) 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保

近年、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没など、子どもを狙った犯罪の前兆行為が多く発生しています。また、受け子になるなど特殊詐欺に子どもが巻き込まれることもあります。学校内外における防犯対策の強化により、領域性、監視性を高めるとともに、防犯等の教育を推進することによって子ども自身の抵抗性を高めるとともに、スクールガード・リーダー^{注9}が中心となり、教職員、保護者等が一体となって子どもを犯罪から守ります。

① 学校施設内の防犯管理体制の整備【領域性】 【監視性】

- ・ 防犯カメラ等の防犯機器の配備の促進
- ・ 不審者の校内等への侵入防止策の推進

② 建築物における安全対策【領域性】

- ・ 照明等の整備

③ 防犯教育の推進【領域性】

- ・ 防犯教育研修会の実施

④ 通学路の安全対策【領域性】 【抵抗性】

- ・ 防犯ブザーの貸与
- ・ 登下校時の安全指導・安全点検
- ・ 通学路の安全マップの作成

(新) ⑤ 子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実【領域性】

(新) 学校と警察等の関係機関の連携による非行防止教室の実施

(新) 「受け子」等、特殊詐欺に加担させないための啓発・教育の推進

(新) 薬物乱用防止教室の啓発・教育の推進

(新) ⑥ インターネットの安全利用の推進【監視性】

(新) 子どもの不適切なインターネット利用の防止

^{注9} スクールガード・リーダーは、学校安全のために、登下校時におけるパトロールや、防犯訓練の実施、青少年を守り育成する家との連携等、地域ぐるみで効果的・継続的な子どもの安全を見守る活動を行っています。

(5) パトロールの実施【領域性】 【監視性】

パトロールの実施により、地域の領域性、監視性を高め、安全なまちづくりを推進します。

- ・ 自主防犯パトロール隊への支援
- ・ 警備員による青色防犯パトロールカーの運行
- ・ 不法投棄監視パトロールの実施
- ・ 市職員による資源持ち去り防止監視パトロールの実施
- ・ 警察に対するパトロール強化の要請

(新) わんわんパトロール実施への支援

(6) 推進体制の整備【領域性】

犯罪のない安全で安心して暮らせるまちづくりは、市、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者、及び警察やその他の関係機関・団体がお互いに連携し合い、一体となった活動が必要です。

犯罪状況や生活環境などの実態把握に努め、市民生活の安全について協議し、防犯に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を引き続き整えます。

- ・ 市、市民（土地建物所有者等を含む）、事業者、及び警察やその他の関係機関・団体の連携による朝霞市防犯推進計画会議による体制の推進
- ・ 庁内関係部署の連携による朝霞市防犯推進庁内連絡会議による体制の推進

2 市民（土地建物所有者等を含む）の取組

（１）防犯に関する意識の高揚【領域性】 【監視性】 【抵抗性】

犯罪の予防は、市民一人ひとりの心掛けが大切で、日頃から防犯意識を持って行動することが必要です。また、自分たちの安全は自分たちで守るという認識を持ち、防犯に関する意識を高めていくことが大切です。

また、高齢者などを狙った振り込め詐欺が依然として増加しています。その手口も常に変化し「振り込み型」に代わり「手渡し型」の手口が増加するなど、巧妙化、複雑化しているため、市や関係機関・団体から、高齢者やその家族に対して、発生状況や防止対策などの情報をわかりやすく提供するなど、犯罪予防知識の向上が大切です。

- ・ 日常生活における防犯対策の確認及び防犯知識の向上
- ・ 地域コミュニティの活性化（あいさつ運動、清掃活動、青少年健全育成啓発キャンペーン活動等）
- ・ 自治会・町内会等における学習会の実施
- ・ 高齢者対象の啓発活動の実施
- ・ 悪質電話被害対策機器の設置による被害の未然防止
- ・ 土地建物の適切な管理

（２）自主的な防犯活動

地域での連携を図り、自主防犯パトロール活動など主体的に取り組むことや、市と市民が協働して取り組むことが大切です。

特に、子どもに対する声掛け事案や不審者の出没など、子どもを狙った犯罪の前兆行為を防ぐため、地域における見守り活動を継続して実施することが大切です。

① 自主的な防犯に関する活動【領域性】 【監視性】

- ・ 危険箇所の把握と対策
- ・ 防犯灯の設置及び維持管理
- ・ 自主防犯パトロールの継続的な実施

② 市と市民が協働で実施する施策【領域性】 【監視性】

- ・ 防犯に関する研修会、街頭啓発活動への参加
- ・ 「青少年を守り育成する家」協力箇所の増加と掲載地図の作成・普及

3 事業者の取組

(1) 防犯に関する意識の高揚【領域性】【抵抗性】

従業員も含めて地域の一員であるとの認識に立ち、防犯に関する意識を高め、地域と一体となって防犯活動を推進していくことが大切です。

- ・ 職場及び周囲における防犯対策の確認
- ・ 防犯研修会の開催

(2) 地域における防犯活動の推進と事業活動における防犯対策

自らの事業活動における防犯対策に取り組むとともに、従業員も含めて地域の一員であるとの認識に立ち、住民活動への積極的な参加や市と事業者等が協働して取り組むことが大切です。

- ① 自主的な防犯に関する活動の推進【領域性】
- ② 事業所施設の防犯対策推進【領域性】
 - ・ 危険箇所のチェック
 - ・ 照明灯、防犯カメラ等の設置
- ③ 市と事業者等が協働で実施する施策【領域性】
 - ・ 防犯に関する研修会、街頭啓発活動への参加
 - ・ ポスター等の掲示協力

分野別取組一覧表

	市	市民	事業所等
領域性	・ 広報、啓発活動の推進 ・ 防犯教育の推進 ・ ポスター等の掲示 ・ 事業者に対する防犯対策の要請 ・ 防犯灯等の設置の補助 ・ 防犯関係団体への支援 ・ 犯罪被害者支援活動の充実 ・ 建築物、道路、あき地、公園における安全対策 ・ 施設における自転車対策 ・ 学校施設内の防犯管理体制の整備 ・ 防犯教育の推進 ・ 通学路の安全対策 ・ 子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実 ・ パトロールの実施に係る各種施策 ・ 推進体制の整備に係る各種施策	・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策 ・ 自主的な防犯に関する活動 ・ 市と市民が協働で実施する施策	・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策 ・ 自主的な防犯に関する活動の推進 ・ 事業所施設の防犯対策推進 ・ 市と事業者等が協働で実施する施策
監視性	・ ポスター等の掲示 ・ 事業者に対する防犯対策の要請 ・ 防犯灯等の設置の補助 ・ 防犯関係団体への支援 ・ 建築物、道路、あき地、公園における安全対策 ・ 学校施設内の防犯管理体制の整備 ・ パトロールの実施に係る各種施策 ・ インターネットの安全利用における施策	・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策 ・ 自主的な防犯に関する活動 ・ 市と市民が協働で実施する施策	
抵抗性	・ 高齢者を狙った振り込め詐欺等の防止対策の推進 ・ 施設における自転車対策 ・ 通学路の安全対策	・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策	・ 防犯に関する意識の高揚に係る各種施策

第5 参考資料

○朝霞市防犯推進条例

○朝霞市防犯推進計画会議委員名簿

○朝霞市防犯推進庁内連絡会議設置要綱

○第4次朝霞市防犯推進計画関連条例・規則・要綱等一覧

○第4次朝霞市防犯推進計画策定経過

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安心で住みよいまちづくりの基本理念を定め、市並びに市民、事業者及び土地建物所有者等（以下「市民等」という。）の責務を明らかにすることにより、それぞれの防犯に関する意識の高揚と自主的な活動の推進を図り、もって犯罪のない安全で安心できる住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- (3) 土地建物所有者等 市内に所在する土地若しくは建物その他の工作物を所有し、又は管理する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪のない安心で住みよいまちづくりは、市及び市民等の自らの地域は自らで守るという連帯意識の下に、それぞれが人権を尊重しつつ、役割を分担し、密接な連携を図りながら、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを基本として推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 防犯に関する意識の高揚を図るための広報その他の啓発
- (2) 市民等が行う自主的な防犯に関する活動に対する支援
- (3) 犯罪のない地域社会の実現に向けた環境の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防犯に関する必要な事項

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自ら防犯に関する意識を高め、自主的な防犯に関する活動の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する防犯に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら防犯に関する意識を高め、地域における防犯に関する活動を推進するとともに、その事業活動について、防犯に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する防犯に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、自ら防犯に関する意識を高め、地域における防犯に関する活動を推進するとともに、その土地又は建物その他の工作物について、防犯に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 土地建物所有者等は、市が実施する防犯に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（推進体制の整備）

第8条 市は、防犯に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市及び市民等が相互に連携し、及び協力することができる推進体制を整備するものとする。

（推進計画の策定）

第9条 市は、防犯に関する施策を計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

（防犯推進計画会議の設置）

第10条 前条に規定する計画を策定及び検証するため、朝霞市防犯推進計画会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第11条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

（1）計画の策定に関すること。

（2）計画の検証に関すること。

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（組織）

第12条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1）市が関係する団体から推薦された者

（2）関係行政機関の職員

（3）公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第13条 推進会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（任期）

第14条 委員の任期は、5年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第15条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところに

よる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

（庶務）

第16条 推進会議の庶務は、危機管理室において処理する。

（雑則）

第17条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表シティ・セールス朝霞ブランド検討委員会の項の前に次のように加える。

防犯推進 計画会議	委員	日額	8,000 円	2,400 円	旅費条例 を適用 し、市長 等の例に より算出 した額	実費	2,400 円	1 万 5,000 円
--------------	----	----	---------	---------	--	----	---------	----------------

○朝霞市防犯推進計画会議委員名簿

令和3（2021）年3月（敬称略）

団体名	しめい 氏名	備考	区分
知識有識者	かねこ ち え こ 金子 智恵子	会長	市長が必要 と認める者
朝霞市社会福祉協議会	こばやし みつお 小林 光夫	副会長	市が関係する 団体から推薦 された者
朝霞警察署少年非行防止 ボランティア連絡会	いち の せ たけじゅ 市ノ瀬 武寿		
朝霞市PTA連合会	たかはし まつひさ 高橋 松久		
朝霞市自治会連合会	お の けいぞう 小野 敬三		
朝霞市商工会	おおはし ち え こ 大橋 千栄子		
朝霞地区金融機関防犯協力会	むらやま かずき 村山 和毅		
朝霞地区保護司会	たかはし ち さ と 高橋 千里		
朝霞地区学校警察連絡協議会	おおはた わたる 大畠 航		
朝霞地区事業所防犯協力会	いな お よねぞう 稲生 米蔵		
埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部	すがわら しんや 管原 慎也		
埼玉県自転車防犯協会朝霞支部	いぐち しゅういち 井口 修一		
朝霞警察署生活安全課	まつもと やすのり 松本 恭範		関係行政 機関の職員
埼玉県南西部地域振興センター	さ さ き けんいち 佐々木 賢一		
公募市民	なかむら き み え 中村 きみ江		公募による 市民

○朝霞市防犯推進庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 防犯に関する施策を推進するため、朝霞市防犯推進庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 防犯事業の推進に関すること。
- (2) 防犯に関する情報の交換に関すること。
- (3) 朝霞市防犯推進計画及び朝霞市防犯推進計画実施計画の見直しに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、防犯に関して必要と認められること。

(組織)

第3条 庁内連絡会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、危機管理室長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長の指名によってこれを定める。
- 4 委員は、別表に掲げる課の課長級の職員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、庁内連絡会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内連絡会議は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 委員長は、庁内連絡会議の運営上必要があると認められるときは、委員以外の職員を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の職員から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 庁内連絡会議の庶務は、危機管理室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁のあった日（平成18年6月23日）から施行する。
- 2 朝霞市防犯推進計画庁内検討会議設置要綱は、廃止する。

別表（第3条関係）

危機管理室
人権庶務課
こども未来課
保育課
長寿はつらつ課
開発建築課
みどり公園課
教育指導課

- ・朝霞市あき地の環境保全に関する条例
- ・朝霞市あき地の環境保全に関する条例施行規則
- ・朝霞市空き家等の適正管理に関する条例
- ・朝霞市空き家等の適正管理に関する条例施行規則
- ・朝霞市悪質電話被害対策に係る通話録音装置貸与事業実施要綱
- ・朝霞市広報紙発行規則
- ・朝霞市自主防犯パトロール活動団体に対する謝意の基準
- ・朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例
- ・朝霞市自転車駐車場設置及び管理条例施行規則
- ・朝霞市自転車等放置防止条例
- ・朝霞市自転車等放置防止条例施行規則
- ・朝霞市商店街街路灯維持管理事業補助金交付要綱
- ・朝霞市商店街施設整備事業補助金交付要綱
- ・朝霞市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- ・朝霞市道路照明施設等の設置に関する基準
- ・朝霞市防犯シンボルマーク「彩夏ウボーイ」使用取扱要領
- ・朝霞市防犯パトロール隊認定要領
- ・朝霞市防犯活動推進補助金交付要綱
- ・朝霞市防犯広報紙発行要綱
- ・朝霞市防犯推進条例
- ・朝霞市防犯推進庁内連絡会議設置要綱
- ・朝霞市防犯灯維持管理費補助金交付要綱
- ・朝霞市防犯灯設置工事費補助金交付要綱
- ・朝霞市防犯カメラ設置工事費補助金交付要綱
- ・朝霞市暴力団排除条例

第4次朝霞市防犯推進計画策定経過

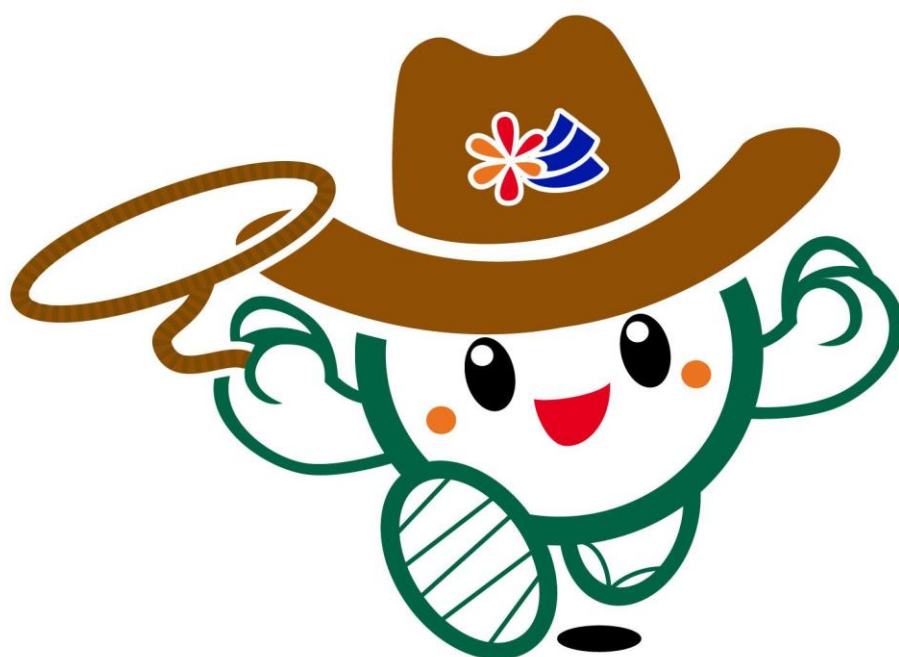
年 月 日	名 称	概 要
令和2(2020)年 8月19日	第1回朝霞市防犯 推進庁内連絡会議	・朝霞市防犯推進計画会議及び朝霞市防犯推進庁内連絡会議について ・第3次朝霞市防犯推進計画実施計画（令和元年度）の実績報告について ・第3次朝霞市防犯推進計画実施計画（令和2年度）（案）について
10月 9日	第1回朝霞市防犯 推進計画会議	・委嘱式（委嘱状の交付） ・会長及び副会長の選出 ・朝霞市防犯推進条例について ・第3次朝霞市防犯推進計画（現行計画）について ・第4次朝霞市防犯推進計画（素案）について
11月 4日	第2回朝霞市防犯 推進庁内連絡会議	・第4次朝霞市防犯推進計画（素案）について
11月17日	第2回朝霞市防犯 推進計画会議	・第4次朝霞市防犯推進計画（素案）について
12月15日～28日	職員コメント	・第4次朝霞市防犯推進計画（素案）に対する職員からの意見募集を実施
12月15日 ～ 令和3(2021)年 1月14日	パブリックコメン ト	・市政情報コーナー、危機管理室、各公共施設、市ホームページにおいて、第4次朝霞市防犯推進計画（素案）を公表し、パブリックコメントを実施
1月21日	第3回朝霞市防犯 推進庁内連絡会議	・パブリックコメント及び職員コメントの結果について ・第4次朝霞市防犯推進計画会議（案）について
2月 3日	第3回朝霞市防犯 推進計画会議	・パブリックコメント及び職員コメントの結果について ・第4次朝霞市防犯推進計画会議（案）について

第4次朝霞市防犯推進計画
令和3（2021）年3月
発行 朝霞市
策定 朝霞市防犯推進計画会議
編集 危機管理室

〒351－8501
朝霞市本町1－1－1
電 話 048－463－1111（代表）
U R L <http://www.city.asaka.lg.jp/>

第4次朝霞市防犯推進計画実施計画 (令和6年度) (案)

～犯罪を起こさせにくい地域環境づくり～



朝霞市防犯シンボルマーク
「彩夏ウボーイ」

朝霞市

令和6年 月

目 次

(1)	広報その他の啓発による防犯意識の高揚	
	広報、啓発活動の推進	1
	防犯教育の推進	2
	ポスター等の掲示	3
	事業者に対する防犯対策の要請	4
(2)	防犯に関する自主的な活動を推進するための支援	
	防犯灯等の設置の補助	5
	防犯関係団体への支援	7
	高齢者を狙った振り込め詐欺等の防止対策の推進	7
	異性間やパートナーの防犯対策	9
(3)	都市環境の整備による安全な地域社会の構築	
	建築物における安全対策	1 0
	道路における安全対策	1 0
	あき地における安全対策	1 1
	公園における安全対策	1 2
	施設における自転車対策	1 3
(4)	学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保	
	学校施設内の防犯管理体制の整備	1 4
	建築物における安全対策	1 4
	通学路の安全対策	1 5
	子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実	1 6
	子どもの不適切なインターネット利用防止	1 7
(5)	パトロールの実施	
	パトロールの実施	1 9
	パトロール実施の推進	2 0
(6)	推進体制の整備	
	推進体制の整備	2 1

1 計画の名称

この計画の名称は、第4次朝霞市防犯推進計画実施計画【令和6年度版】とする。

2 計画の性格

この計画は、朝霞市防犯推進条例の基本理念を実現するため、第4次朝霞市防犯推進計画（令和3年度～令和7年度）に基づき、防犯のまちづくりに関して総合的かつ長期的に実施すべき事業をまとめたものである。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度の1年間とする。
また、計画期間の途中であっても、社会情勢等の変化によっては適宜見直すこととする。

4 計画の内容

この計画は、市が取り組むべき施策を定めたものである。

実施計画書

(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚

施 策 広報、啓発活動の推進

事業概要		市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪被害を防止するため、犯罪に関する情報や防犯に関する記事を、市ホームページ等に掲載を依頼する。また、メール及びFAX、防災行政無線を活用した犯罪情報の提供を行う他、啓発品の配付等を実施する。				
担 当 課		危機管理室		令和6年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
市ホームページへの彩夏ウボーイあさか防犯ニュース掲載	目 標	随時	随時	随時	随時	随時
	実 績	週1回提供	週1回提供	週1回提供		

(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚

施 策 広報、啓発活動の推進

事業概要		市民の性犯罪・性暴力防止への意識の高揚を図るため、市ホームページでの掲載やリーフレットを活用しての啓発を行う。 パープルリボンキャンペーンを実施する。				
担 当 課		人権庶務課		令和6年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
市ホームページ へのDV相談、性 犯罪・性暴力窓 口の掲載 パープルリボン キャンペーンの 実施	目 標	ホームページ 通年実施 キャンペーン 年1回	ホームページ 通年実施 キャンペーン 年1回	ホームページ 通年実施 キャンペーン 年1回	ホームページ 通年実施 キャンペーン 年1回	ホームページ 通年実施 キャンペーン 年1回
	実 績	ホームページ 通年実施 キャンペーン 年1回	ホームページ 通年実施 キャンペーン 年1回	ホームページ 通年実施 キャンペーン 年1回		

実施計画書

(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚

施 策 広報、啓発活動の推進

事業概要		市民（特に独居または高齢者のみの世帯）を対象とした教室、講座等の開催時に、朝霞警察署による振り込め詐欺被害防止等の講話を実施し、犯罪被害を防止する。				
担 当 課		長寿はつらつ課		令和6年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
市民向け教室、講座等開催時における警察による防犯啓発活動等実施回数	目 標	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
	実 績	年3回	年3回	年4回		

(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚

施 策 防犯教育の推進

事業概要		朝霞わがまち防犯隊の活動を促進するとともに、地域コミュニティ活動を推進し、防犯意識の高揚を図るため、防犯講演会を実施する。				
担 当 課		危機管理室		令和6年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
防犯講演会の実施	目 標	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回
	実 績	0 回 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、実施していません。	1 回	1 回		

実施計画書

(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚

施 策 ポスター等の掲示

事業概要		朝霞市防犯シンボルマーク「彩夏ウボーイ」の入ったマグネットシートを市公用車等に掲示して市内を運行することにより、市民の防犯に対する意識の高揚を図る。 また、埼玉県、埼玉県警察及び朝霞警察署等の防犯関係団体から配布されたポスター等を掲示する。				
担 当 課		危機管理室		令和6年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
防犯マグネット の公用車等への 掲示	目 標	随時	随時	随時	随時	随時
	実 績	随時	随時	随時		

(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚

施 策 ポスター等の掲示

事業概要		市のDV相談窓口を広く周知し、相談につながるよう、公共施設のトイレ等にチラシを掲示する。				
担 当 課		人権庶務課		令和6年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
公共施設トイレ へのDV相談窓 口情報の配置	目 標	随時	随時	随時	随時	随時
	実 績	随時	随時	随時		

実施計画書

(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚

施 策 事業者に対する防犯対策の要請

事業概要		地域の一員であるとの認識に立ち、地域と一体となって防犯活動を推進するため、市が実施する防犯事業に参加を依頼し、事業者への防犯意識の高揚を図る。				
担 当 課		危機管理室		令和 6 年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和 3 年度目標	令和 4 年度目標	令和 5 年度目標	令和 6 年度目標	
防犯推進キャン ペーン等への参 加	目 標	随時	随時	随時	随時	随時
	実 績	随時	随時	随時		

実施計画書

（２）防犯に関する自主的な活動を推進するための支援

施 策 防犯灯等の設置の補助

事業概要		明るく安全なまちづくりと住民自治の振興のため、市民が日常生活に使用している道路で、防犯上必要とする場所に防犯灯を設置し、維持管理する団体（自治会・町内会等）の事業に対して補助金を交付する。				
担 当 課		危機管理室		令和6年度事業費（千円）		18,347
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
自治会・町内会 への防犯灯設置 補助金及び維持 管理補助金の交 付	目 標	設置工事20本 LED交換工事300 本 維持管理団体64 団体	設置工事20本 LED交換工事300 本 維持管理団体64 団体	設置工事20本 LED交換工事300 本 維持管理団体64 団体	設置工事20本 LED交換工事300 本 維持管理団体64 団体	設置工事20本 LED交換工事300本 維持管理団体65団体
	実 績	設置工事26本 LED交換工事316 本 維持管理団体64 団体	設置工事20本 LED交換工事276 本 維持管理団体64 団体	設置工事18本 LED交換工事247 本 維持管理団体64 団体		

（２）防犯に関する自主的な活動を推進するための支援

施 策 防犯灯等の設置の補助

事業概要		防犯上必要とする場所に防犯カメラを設置する団体（自治会・町内会等）の事業に対して補助金を交付する。				
担 当 課		危機管理室		令和 6 年度事業費（千円）		675
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和 3 年度目標	令和 4 年度目標	令和 5 年度目標	令和 6 年度目標	
自治会・町内会 等への防犯カメ ラ設置補助金の 交付	目 標	随時	随時	随時	随時	随時
	実 績	1 件	1 件	2 件		

実施計画書

（２）防犯に関する自主的な活動を推進するための支援

施 策 防犯灯等の設置の補助

事業概要		明るく安全なまちづくりと商店街の振興のため、商店街街路灯を設置し、維持管理する団体（商店会）に対して補助金を交付する。				
担 当 課		産業振興課		令和6年度事業費（千円）		1,900
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
商店街街路灯維持管理事業補助金の交付件数	目 標	電気料補助 8件 修理・補修 1件	電気料補助 8件 修理・補修 1件	電気料補助 8件 修理・補修 1件	電気料補助 8件 修理・補修 1件	電気料補助 8件 修理・補修 1件
	実 績	電気料補助 8件 修理・補修 1件	電気料補助 8件 修理・補修 0件	電気料補助 8件 修理・補修 0件		

（２）防犯に関する自主的な活動を推進するための支援

施 策 防犯灯等の設置の補助

事業概要		防犯上必要とする場所に街路灯や防犯カメラを設置する団体（商店会）の事業に対して補助金を交付する。				
担 当 課		産業振興課		令和6年度事業費（千円）		640
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
商店街施設整備 事業補助金（街 路灯設置事業又 は防犯カメラ設 置事業に対する もの）の交付件 数	目 標	2	1	1	1	1
	実 績	0	3	0		

実施計画書

(2) 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援

施 策 防犯関係団体への支援

事業概要		明るく住みよいまちづくりを推進するため、朝霞警察署及び管内の3市が中心となり構成する団体（朝霞地区防犯協会、朝霞地区暴力排除推進協議会）の事業に対して負担金を交付する。 また、地域における防犯活動の推進に資するため、犯罪を防止するため行う防犯活動を組織的に実施する団体(自治会・町内会、自主防犯団体等)の事業(資機材等の購入経費、講演会実施に伴う経費)に対し補助金を交付する。				
担 当 課		危機管理室		令和6年度事業費（千円）		320
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 (防犯推進計画目 標年次) 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
防犯パトロール 資機材等の購入 経費に対する補 助金の交付	目 標	交付対象5団体	交付対象5団体	交付対象5団体	交付対象5団体	交付対象5団体
	実 績	4団体	3団体	3団体		

(2) 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援

施 策 高齢者を狙った振り込め詐欺等の防止対策の推進

事業概要		振り込め詐欺予兆電話等の発生について朝霞警察署から情報提供を受け、防災行政無線等により注意喚起、啓発を行う。				
担 当 課		危機管理室		令和6年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
防災行政無線の 放送による振り 込め詐欺等への 注意喚起	目 標	随時	随時	随時	随時	随時
	実 績	4 6 件	6 9 件	3 1 件		

実施計画書

(2) 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援

施 策 高齢者を狙った振り込め詐欺等の防止対策の推進

事業概要		悪質な電話勧誘による消費者トラブルや振り込め詐欺などの被害防止を図るため、警告メッセージ機能、通話録音機能等を備える通話録音装置を65歳以上の高齢者世帯等は無償で貸与する。				
担 当 課		地域づくり支援課		令和6年度事業費（千円）		792
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
通話録音装置貸 与台数	目 標	40台	40台	40台	40台	40台
	実 績	43台	18台	42台		

実施計画書

(2) 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援

施 策 異性間やパートナーの防犯対策

事業概要		異性間やパートナーからの暴力の根絶を図るため、被害者が安全かつ安心して相談できる環境整備と関係機関間の連携強化を図る。また、セミナーやミニ講座の開催、DV防止推進週間や広報、市公式ホームページ等において、異性間の暴力・防犯等について、未然に防ぐための意識啓発を行う。				
担 当 課		人権庶務課		令和6年度事業費（千円）		3,607
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
①専門のDV相談員による相談年間実施日数	目 標	205	205	205	205	205
	実 績	205	205	205		
②あさか女と男セミナーの参加者数	目 標	150	150	150	150	150
	実 績	73	100	66		

実施計画書

（３）都市環境の整備による安全な地域社会の構築

施 策 建築物における安全対策

事業概要		空家等対策の推進に関する特別措置法や朝霞市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、管理不全な状態にある空き家等に対し、必要な調査を行うとともに庁内関係課との連携や情報共有を図りながら、空き家等の改善を図る。				
担 当 課		開発建築課		令和6年度事業費（千円）		2,189
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
空き家の適正管理の促進及び関係各課への連絡調整	目 標	随時	随時	随時	随時	随時
	実 績	1回	1回	3回		

（３）都市環境の整備による安全な地域社会の構築

施 策 道路における安全対策

事業概要		自治会・町内会の範囲から外れた地域や、市境で防犯対策上、防犯灯の設置が必要と考える箇所に設置している防犯灯を維持管理する。				
担 当 課		危機管理室		令和6年度事業費（千円）		236
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
市管理防犯灯の 維持管理	目 標	維持管理32灯	維持管理40灯	維持管理40灯	維持管理40灯	維持管理40灯
	実 績	維持管理40灯	維持管理40灯	維持管理40灯		

実施計画書

(3) 都市環境の整備による安全な地域社会の構築

施 策 道路における安全対策

事業概要		明るさの急変する場所において道路状況、交通状況を的確に把握するための良好な視覚環境を確保し、道路交通の安全及び円滑な通行を図ることを目的とし、夜間の交通事故の防止や明るく安全なまちづくりに寄与するために道路照明灯を設置する。なお、道路照明灯の設置は道路照明灯維持管理委託業務の中で実施する。				
担 当 課		道路整備課		令和6年度事業費（千円）		88,888
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
道路照明灯設置 数	目 標	10基	10基	10基	10基	10基
	実 績	10基	10基	8基		

(3) 都市環境の整備による安全な地域社会の構築

施 策 あき地における安全対策

事業概要		あき地の雑草等の繁茂状態を調査し、不良状態にあるあき地の所有者又は、管理者に対し、除草等の実施依頼を行う。また、除草が困難な所有者又は管理者について、除草費用の実費負担により除草委託を実施し、あき地の適正な管理を促進する。				
担 当 課		環境推進課		令和6年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
空き地の管理状 況調査	目 標	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
	実 績	年2回	年2回	年2回		

実施計画書

（３）都市環境の整備による安全な地域社会の構築

施 策 公園における安全対策

事業概要		公園における安全・安心の確保を図るため、定期的な樹木の剪定などによる見通しの確保に努めるほか、死角を発生させないための低木植樹の推進を図る。				
担 当 課		みどり公園課		令和6年度事業費（千円）		5,000
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 (防犯推進計画目 標年次) 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
定期的な樹木の 剪定	目 標	随時	随時	随時	随時	随時
	実 績	13箇所	10箇所	10箇所		

（３）都市環境の整備による安全な地域社会の構築

施 策 公園における安全対策

事業概要		柗塚古墳歴史広場の樹木剪定等を行い、見通しや照明灯の明るさを確保する。				
担 当 課		文化財課		令和 6 年度事業費（千円）		220
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和 3 年度目標	令和 4 年度目標	令和 5 年度目標	令和 6 年度目標	
柗塚古墳歴史広 場内樹木剪定等 実施回数	目 標	年 3 回	年 3 回	年 3 回	年 3 回	年 3 回
	実 績	年 4 回	年 5 回	年 4 回		

実施計画書

(3) 都市環境の整備による安全な地域社会の構築

施 策 施設における自転車対策

事業概要		自転車等を適正に保管するため、市営の自転車等駐車場に監視カメラを設置するほか管理人を配置し、施設を管理する。 また、放置禁止区域内の自転車等撤去及び指導員を配置し、自転車の利用者等に対し指導、警告を実施する。 このほか、放置禁止区域内において自転車を放置させないため、放置自転車等対策指導員により広報活動を実施する。				
担 当 課		まちづくり推進課		令和6年度事業費（千円）		243,112
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
①自転車等駐車場監視カメラ設置箇所数 ②放置自転車等の撤去回数 ③放置自転車等の指導日数	目 標	8箇所 13回 95日	9箇所 13回 95日	9箇所 10回 48日	9箇所 10回 48日	9箇所 10回 48日
	実 績	9箇所 13回 95日	9箇所 10回 95日	9箇所 10回 48日		

実施計画書

(4) 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保

施 策 学校施設内の防犯管理体制の整備

事業概要		昇降口等へ防犯カメラを設置する。 夜間及び土日祝日において機械警備を実施する。				
担 当 課		教育総務課		令和6年度事業費（千円）		6,588
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
防犯カメラ維持 管理数	目 標	110箇所	110箇所	110箇所	110箇所	110箇所
	実 績	110箇所	110箇所	110箇所		

(4) 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保

施 策 建築物における安全対策

事業概要		敷地内の照明や門扉、フェンス等の施設設備を適切に維持管理する。				
担 当 課		教育総務課		令和6年度事業費（千円）		827
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
照明や門扉、 フェンス等の施 設設備の点検及 び修繕	目 標	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回	年 1 回
	実 績	年 1 回	年 1 回	年 1 回		

実施計画書

（４）学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保

施 策 通学路の安全対策

事業概要		市内の小学一年生を対象に防犯ブザーを配付する。				
担 当 課		教育総務課		令和 6 年度事業費（千円）		958
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和 3 年度目標	令和 4 年度目標	令和 5 年度目標	令和 6 年度目標	
防犯ブザーの配付	目 標	随時	随時	随時	随時	随時
	実 績	1, 528個	1, 316個	1, 294個		

（４）学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保

施 策 通学路の安全対策

事業概要		登下校時における安全指導・通学路の安全点検を実施する。 児童生徒の安全意識を高めるため、登下校時通学路を観察し、安全マップを作成する。				
担 当 課		教育指導課		令和6年度事業費（千円）		300
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
○各学校における 随時安全点検 ○毎年、安全マッ プの見直し、もし くは作り直し	目 標	安全点検 随時 安全マップ 年1回	安全点検 随時 安全マップ 年1回	安全点検 随時 安全マップ 年1回	安全点検 随時 安全マップ 年1回	安全点検 随時 安全マップ 年1回
	実 績	安全点検 随時 安全マップ 年1回	安全点検 随時 安全マップ 年1回	安全点検 随時 安全マップ 年1回		

実施計画書

（４）学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保

施 策 子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実

事業概要		青少年健全育成活動を推進、啓発のため、下記事業を実施する。 ・青少年健全育成活動として駅頭において啓発キャンペーンを実施 ・防犯パトロールの実施 ・青少年を守り育成する家の設置 ・リーフレットの作成・配布				
担 当 課		こども未来課		令和 6 年度事業費（千円）		459
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和 3 年度目標	令和 4 年度目標	令和 5 年度目標	令和 6 年度目標	
青少年を守り育 成する家の数	目 標	540	540	550	550	550
	実 績	535	527	518		

（４）学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保

施 策 子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実

事業概要		保育園における、児童の安心・安全を目指し、犯罪被害を防止するため、防犯教室を実施する。				
担 当 課		保育課		令和6年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 (防犯推進計画目 標年次) 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
防犯教室の実施 (公立保育園)	目 標	9 園	9 園	9 園	9 園	9 園
	実 績	9 園	9 園	9 園		

実施計画書

(4) 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保

施 策 子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実

事業概要		子どもが犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐため、非行防止教室、特殊詐欺への加担を防ぐ啓発、薬物乱用防止教室等を開催する。				
担 当 課		教育指導課		令和6年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
各種非行防止教室、啓発教室の開催	目 標	各校1回以上	各校1回以上	各校1回以上	各校1回以上	各校1回以上
	実 績	各校1回	各校1回	各校1回以上		

(4) 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保

施 策 子どもの不適切なインターネット利用防止

事業概要		子どもへの不適切なインターネット利用防止の啓発のため、市ホームページに掲載する。				
担 当 課		こども未来課		令和6年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
子どもへの不適切なインターネット利用防止の啓発を市ホームページに掲載	目 標	随時	随時	随時	随時	随時
	実績	1 掲載	1 掲載	1 掲載		

実施計画書

(4) 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保

施 策 子どもの不適切なインターネット利用防止

事業概要		子どもの不適切なインターネット利用防止に関して、チラシ配布、ポスター掲示等を行い啓発する。				
担 当 課		教育指導課		令和6年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
子どもへの不適切なインターネット利用防止に関するチラシ配布、ポスター掲示	目 標	年 1 回	年 1 回	年 1 2 回	年 1 2 回	年 1 2 回
	実 績	年 1 2 回	年 1 2 回	年 1 2 回		

実施計画書

(5) パトロールの実施

施 策 パトロールの実施

事業概要		自主防犯パトロールを行う団体のうち、朝霞市の認定基準を満たす団体を朝霞わがまち防犯隊として認定する。 青色防犯パトロールカーにより市内のパトロールを実施し、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進する。				
担 当 課		危機管理室		令和6年度事業費（千円）		7,275
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
警備員による青色防犯パトロールカーの運行	目 標	警備員週5回	警備員週5回	警備員週5回	警備員週5回	警備員週5回
	実 績	警備員週5回	警備員週5回	警備員週5回		

(5) パトロールの実施

施 策 パトロールの実施

事業概要		不法投棄を未然に防止するため、委託による夜間パトロールを実施する。				
担 当 課		環境推進課		令和6年度事業費（千円）		1,716
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
夜間パトロール の実施	目 標	年 2 4 日	年 2 4 日	年 2 4 日	年 2 4 日	年 2 4 日
	実 績	年 2 4 日	年 2 4 日	年 2 4 日		

実施計画書

(5) パトロールの実施

施 策 パトロールの実施

事業概要		市職員によるごみ集積所の適正使用の指導及び資源物持ち去り防止監視業務を実施し、ごみ集積所の適正使用の促進、持ち去り者の特定、確保及び持ち去り行為抑止を図るものである。				
担 当 課		資源リサイクル課		令和6年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
パトロール回数	目 標	随時	随時	随時	随時	随時
	実 績	随時	随時	随時		

(5) パトロールの実施

施 策 パトロール実施の推進

事業概要		わんわんパトロール活動推進のため、活動団体への支援を行う。				
担 当 課		危機管理室		令和6年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和3年度目標	令和4年度目標	令和5年度目標	令和6年度目標	
わんわんパト ロール推進のた めの啓発活動	目 標	随時	随時	随時	随時	随時
	実 績	随時	随時	随時		

実施計画書

(6) 推進体制の整備

施 策 推進体制の整備

事業概要		朝霞地区防犯協会と連携し、防犯に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。 朝霞市自治会連合会及び朝霞警察署と犯罪情報の住民提供等に関する協定に基づき、情報提供及び注意喚起を行う。 この他、朝霞市防犯推進計画会議及び朝霞市防犯推進庁内連絡会議を開催する。				
担 当 課		危機管理室		令和 6 年度事業費（千円）		0
指 標 名		各年度数値目標等（各年度計画）				令和7年度 （防犯推進計画目 標年次） 数値目標等
		令和 3 年度目標	令和 4 年度目標	令和 5 年度目標	令和 6 年度目標	
朝霞市防犯推進 計画会議の開催	目 標	年 1 回実施	年 1 回実施	年 1 回実施	年 1 回実施	年 3 回実施
	実 績	年 1 回実施	年 1 回実施	年 1 回実施		

第4次朝霞市防犯推進計画実施計画【令和6年度版】事業概要一覧

	施策	事業概要	事業担当課
(1) 広報その他の啓発による防犯意識の高揚	広報、啓発活動の推進	・市ホームページへの彩夏ウボーイあさか防犯ニュース掲載 ・メール及びFAXにより、朝霞わがまち防犯隊への犯罪情報の提供 ・防災行政無線及びメール配信サービスを活用した犯罪情報の提供 ・朝霞わがまち防犯隊への感謝状贈呈 ・朝霞、朝霞台駅の啓発冊子及び啓発物品の配布 ・防災行政無線による見守り放送の実施	危機管理室
		・DV相談窓口及び性犯罪・性暴力の相談窓口の市ホームページへの掲載 ・女性に対する暴力をなくす運動(パープルリボンキャンペーン)の実施	人権庶務課
		・市民を対象とした教室、講座等の開催	長寿はつらつ課
	防犯教育の推進	・防犯に関する研修会等の実施 ・埼玉県主催「わがまち防犯隊レベルアップセミナー」への参加	危機管理室
	ポスター等の掲示	・防犯マグネットの公用車等への掲示 ・防犯に関するポスター等の公共施設への掲示	危機管理室
		・公共施設トイレへのDV相談窓口ポスター掲示	人権庶務課
事業者に対する防犯対策の要請	・交通安全キャンペーン等への参加 ・開発事業の手続において、防犯カメラ及び防犯灯の設置を事業者に指導・要望 ・防犯カメラ設置に向けた事業者との協議	危機管理室	
(2) 防犯に関する自主的な活動を推進するための支援	防犯灯等の設置の補助	・自治会・町内会等が管理する防犯灯の設置又は交換及び維持管理経費に対する補助金の交付 ・自治会・町内会の防犯カメラ設置に対する補助金の交付	危機管理室
		・商店街街路灯の設置及び維持管理経費に対する補助金の交付 ・防犯上必要とする場所に街路灯や防犯カメラを設置する団体(商工会)の事業に対して補助金の交付	産業振興課
	防犯関係団体への支援	・朝霞地区防犯協会、朝霞地区暴力排除推進協議会に対する負担金の交付 ・防犯パトロール資機材等の購入経費に対する補助金の交付 ・講演会実施に伴う経費に対する補助金の交付	危機管理室
	高齢者を狙った振り込み詐欺等の防止対策の推進	・防災行政無線及びメール配信サービスを活用した振り込み詐欺等への注意喚起	危機管理室
		・高齢者世帯等への通話録音装置の無償貸与	地域づくり支援課
	犯罪被害者支援活動の充実	・犯罪被害者支援総合的対応窓口の設置	危機管理室
	異性間の防犯対策	・DV相談員による相談実施 ・あさか女と男セミナー実施	人権庶務課
(3) 都市環境の整備による安全な地域社会の構築	建築物における安全対策	・空き家の適正管理の促進 ・朝霞地区シルバー人材センターとの空き家等の適正管理関する協定に基づく連携	開発建築課
	道路における安全対策	・市管理防犯灯の維持管理	危機管理室
		・道路照明灯新設	道路整備課
	あき地における安全対策	・あき地の適正な維持管理の促進	環境推進課
	公園における安全対策	・定期的な樹木の剪定、死角を発生させないための低木植樹の推進	みどり公園課
		・柵塚古墳歴史広場の樹木剪定による見通しや照明灯の明るさの確保	文化財課
	施設における自転車対策	・自転車駐車場の整備及び維持管理 ・放置禁止区域内の放置自転車の撤去 ・放置禁止区域内の放置自転車禁止に対する広報活動の推進	まちづくり推進課
(4) 学校等の防犯対策の推進による子どもの安全確保	学校施設内の防犯管理体制の整備 建築物における安全対策	・学校の敷地内への不審者の侵入防止策の推進 ・機械警備機器等の整備の推進	教育総務課
	通学路の安全対策	・防犯ブザーの貸与	教育総務課
		・登下校時の安全指導・安全点検 ・通学路の安全マップの作成	教育指導課
	子どもの健全育成のための啓発・教育活動の充実	・駅頭で啓発キャンペーンや防犯パトロールの実施 ・青少年を守り育成する家の設置 ・リーフレットの作成・配布	こども未来課
		防犯教室の実施	保育課
		・特殊詐欺に加担させないための啓発、教育の実施 ・非行防止及び薬物乱用防止教室の実施	教育指導課
インターネットの安全利用における施策	・子どもの不適切なインターネット利用防止のための啓発	こども未来課、教育指導課	
(5) パトロールの実施	パトロールの実施	・警備員による青色防犯パトロールカーの運行	危機管理室
		・不法投棄監視パトロールの実施	環境推進課
		・ごみ集積所の資源物持ち去り等に対する防止業務の実施	資源リサイクル課
		・わんわんパトロール推進のための啓発	危機管理室
(6) 推進体制の整備	推進体制の整備	・朝霞地区防犯協会との連携 ・朝霞市自治会連合会及び朝霞警察署と犯罪情報の住民提供等に関する協定に基づく情報提供及び注意喚起	危機管理室

朝霞市防犯推進計画会議委員名簿

令和6年5月27日現在

	団体名	氏名	区分
1	朝霞警察署少年非行防止ボランティア連絡会	市之瀬 武寿	市が関係する団体から推薦された者
2	朝霞市保護者代表連絡会	生方 恵美	
3	朝霞市自治会連合会	小野 敬三	
4	朝霞市社会福祉協議会	渡辺 淳史	
5	朝霞市商工会	大橋 千栄子	
6	朝霞地区金融機関防犯協力会	新庄 明仁	
7	朝霞地区保護司会	大畑 茂	
8	朝霞地区学校警察連絡協議会	蛸原 康平	
9	朝霞地区事業所防犯協力会	松下 昌代	
10	埼玉県宅地建物取引業協会県南支部	菅原 慎也	
11	埼玉県自転車防犯協会朝霞支部	井口 修一	
12	朝霞警察署生活安全課	松井 隆	関係行政機関の職員
13	埼玉県南西部地域振興センター	佐々木 賢一	
14	知識有識者	金子 智恵子	市長が必要と認める者
15	公募市民	中村 きみ江	公募による市民

事務局

危機管理監	千葉 徹
副審議監兼室長	小野澤 誠
危機管理室 危機管理係 係長	千葉 祐太
危機管理室 危機管理係 主事	高橋 竜弥
危機管理室 危機管理係 主事	山本 穂乃佳